

障 発 0 3 3 0 第 5 号
平 成 3 0 年 3 月 3 0 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に
関する基準について」等の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申
し上げます。

今般、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基
準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害
保健福祉部長通知）、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営
に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号 厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部長通知）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当
通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項に
ついて」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号 厚生労働省社会・援護局障害保健
福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用しますので、御
了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮
をお願いします。

記

1. 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準につ
いて（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号）
別紙 1 のとおり改正する。
2. 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準につ
いて（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号）
別紙 2 のとおり改正する。
3. 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定
に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発
0330 第 16 号）
別紙 3 のとおり改正する。

(別紙1)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 新旧対照表

改正後	現 行
<p>障 発 0330 第 12 号 平成 24 年 3 月 30 日 一 部 改 正 障 発 0329 第 20 号 平成 25 年 3 月 29 日 一 部 改 正 障 発 0930 第 2 号 平成 25 年 9 月 30 日 一 部 改 正 障 発 0220 第 1 号 平成 27 年 2 月 20 日 一 部 改 正 障 発 0331 第 26 号 平成 27 年 3 月 31 日 一 部 改 正 障 発 0330 第 12 号 平成 28 年 3 月 30 日 <u>一 部 改 正 障 発 0331 第 17 号</u> 平成 29 年 3 月 3 1 日 <u>最 終 改 正 障 発 0330 第 5 号</u> <u>平成 30 年 3 月 30 日</u></p>	<p>障 発 0330 第 12 号 平成 24 年 3 月 30 日 一 部 改 正 障 発 0329 第 20 号 平成 25 年 3 月 29 日 一 部 改 正 障 発 0930 第 2 号 平成 25 年 9 月 30 日 一 部 改 正 障 発 0220 第 1 号 平成 27 年 2 月 20 日 一 部 改 正 障 発 0331 第 26 号 平成 27 年 3 月 31 日 一 部 改 正 障 発 0330 第 12 号 平成 28 年 3 月 30 日 <u>最 終 改 正 障 発 0331 第 17 号</u> 平成 29 年 3 月 3 1 日</p>
<p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>

改正後	現 行
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 （略）</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 基準の性格</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準は、指定障害児通所支援事業者等が法に規定する指定通所支援を提供するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害児通所支援事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。 2 指定障害児通所支援事業者等が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害児通所支援事業者等の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期間を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することがで

改正後	現 行
	<p>きるものであること。都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び法第59条の4第1項の児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正な指定通所支援が行われていることが判明した場合、当該指定通所支援に関する障害児通所給付費等の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。</p> <p>(1) 次に掲げるときその他の指定障害児通所支援事業者等が自己の利益を図るために基準に違反したとき</p> <p>① 指定通所支援の提供に際して通所給付決定保護者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき</p> <p>② 障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき</p> <p>③ 障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を收受したとき</p> <p>(2) 障害児の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</p>

改正後	現 行
<p>第二 (略)</p>	<p>(3) その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等が、運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法の定める期間の経過後に、再度当該事業者等から指定障害児通所支援事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>第二 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>(1) 従たる事業所の取扱いについて</p> <p>指定障害児通所支援事業者等の指定等は、原則として指定通所支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービスについては、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。</p> <p>① 人員及び設備に関する要件</p> <p>ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。</p> <p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p>

改正後	現 行
	<p>② 運営に関する要件</p> <p>ア 利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>イ 従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p> <p>(2) 多機能型事業所について 基準第2条第12号に規定する多機能型事業所に係る指定については、当該多機能型事業所として行う指定通所支援の種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、第七を参照されたい。</p> <p>(3) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱いについて 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合は、次の①及び②の要件を満たしている場合は、一の多機能</p>

改正後	現 行
	<p>型事業所として取り扱うことが可能である。ただし、平成 24 年 3 月 31 日において指定を受けている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの事業所ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれの事業所として取り扱うことができる。なお、独立した事業所としての判断基準は③のとおりである。</p> <p>① 人員及び設備に関する要件</p> <p>ア それぞれ利用定員が 5 人以上であること。</p> <p>イ 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>② 運営に関する要件</p> <p>ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、異なる場所で行う事業所間で相互支援が行える体制（例えば、従業者が急病の場合等に、もう一方の事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること。</p> <p>③ 独立した事業所としての判断基準</p>

改正後	現 行
	<p>ア サービスの提供が一体的に行われていない。</p> <p>イ 事業所ごとに必要とされる従業員が確保されている。</p> <p>ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている。(ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。)</p> <p>2 用語の定義(基準第2条)</p> <p>(1) 「常勤」</p> <p>指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>当該指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。</p> <p>例えば、多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p>

改正後	現 行
<p>第三 児童発達支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に係る従業者の員数（基準第5条）</p> <p>基準第5条は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p>	<p>(2) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>3 一般原則（基準第3条）</p> <p>(1) 基準第3条第1項は、指定障害児通所支援事業所等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性等を踏まえた計画（以下「通所支援計画」という。）を作成するとともに、これに基づき、当該指定通所支援を提供しなければならないとしたものである。</p> <p>(2) 同条第4項における、指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等の必要な体制の整備等については、虐待防止に関する責任者の設置、研修などを通じた従業者の人権意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上のほかに、倫理綱領、行動規範等の作成、個々の障害児の状況に応じた通所支援計画の作成、また従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制等をいうものである。</p> <p>第三 児童発達支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に係る従業者の員数（基準第5条）</p> <p>基準第5条は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>① <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>（基準第5条第1項第1号）</p> <p>「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは、指定児童発達支援の単位ごとに<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>について、指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。</p> <p>（例） 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、2人が必要となる。</p> <p>また、ここでいう「障害児の数」は、指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいうものである。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 機能訓練担当職員（基準第5条第2項）</p> <p>指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等の訓練を担当する職員を置くこととし、この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を</p>	<p>① <u>指導員又は保育士</u>（基準第5条第1項第1号）</p> <p>「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは、指定児童発達支援の単位ごとに<u>指導員又は保育士</u>について、指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。</p> <p>（例） 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、2人が必要となる。</p> <p>また、ここでいう「障害児の数」は、指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいうものである。</p> <p>② 児童発達支援管理責任者（基準第5条第1項第2号）</p> <p>児童発達支援管理責任者は、障害児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行う観点から、適切な方法により、通所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定児童発達支援事業所ごとに置くこととしたものである。</p> <p>③ 機能訓練担当職員（基準第5条第2項）</p> <p>指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等の訓練を担当する職員を置くこととし、この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指</p>

改正後	現行
<p><u>童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができるものと定めたものである。</u></p> <p>④ <u>主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に係る従業者の員数（基準第5条第3項）</u></p> <p><u>基準第5条第3項は、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、そのうち機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができると定めたものである。ただし、指定児童発達支援事業所に機能訓練担当職員は必ず置くものであり、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合であること。</u></p> <p>⑤ 指定児童発達支援の単位（基準第5条第4項）</p> <p>指定児童発達支援の単位とは、同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいうものである。例えば、午前と午後とで別の障害児に対して指定児童発達支援を提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>また、同一事業所で複数の指定児童発達支援の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となるものである。</p> <p>⑥ 児童発達支援管理責任者と他の職務との兼務について（基準第5条第6項）</p> <p>指定児童発達支援事業所の従業者は、原則として専従でなければならないが、職種間の兼務は認められるものではない。このため、児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達</p>	<p><u>導員又は保育士の合計数に含めることができるものと定めたものである。</u></p> <p>④ 指定児童発達支援の単位（基準第5条第4項）</p> <p>指定児童発達支援の単位とは、同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいうものである。例えば、午前と午後とで別の障害児に対して指定児童発達支援を提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>また、同一事業所で複数の指定児童発達支援の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となるものである。</p> <p>⑤ 児童発達支援管理責任者と他の職務との兼務について（基準第5条第6項）</p> <p>指定児童発達支援事業所の従業者は、原則として専従でなければならないが、職種間の兼務は認められるものではない。このため、児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達</p>

改正後	現 行
<p>支援管理責任者と直接支援の提供を行う<u>児童指導員等</u>とは異なる者でなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等とは異なる者でなければならない。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）に係る従業者の員数（基準第6条）</p> <p>基準第6条は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第63条において福祉型児童発達支援センターに義務づけている職員配置を指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の指定児童発達支援の提供にあたり規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>基準第6条第6項は、同条第1項から第4項（第1項第1号を除く）に掲げる従業者のうち第1項第3号の栄養士及び第4号の調理員について併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。</p> <p>(3) 管理者（基準第7条）</p> <p>指定児童発達支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該指定児童発達支援事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者</p>

改正後	現 行
<p>2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準 (1) (略)</p>	<p>支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）</p> <p>2 設備に関する基準 (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）に係る設備（基準第9条） 指定児童発達支援事業所とは、指定児童発達支援を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定児童発達支援を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。 (2) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）に係る設備（基準第10条） 基準第10条は、設備運営基準第62条において福祉型児童発達支援センターに定めている設備の基準を指定児童発達支援事業所においても定めたものである。 基準第10条第4項は、同条第1項の設備については、併せて設置する社会福祉施設の設備を兼ねることができることを規定したものである。</p> <p>3 運営に関する基準 (1) 利用定員（基準第11条） 指定児童発達支援事業所については、安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたものである。なお、同条に</p>

改正後	現 行
<p>(2) 内容及び手続の説明及び同意（基準第12条）</p> <p>基準第12条は、指定児童発達支援事業所は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定児童発達支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u>等の利用申込者が施設を選択するために必要な重要事項について、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮を心がけ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定児童発達支援事業所から指定児童発達支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用申込者及び指定児童発達支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p> <p>また、利用申込者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容 ③ 当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定児童発達支援の提供開始年月日 ⑤ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口 	<p>規定する「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうものとする。</p> <p>(2) 内容及び手続の説明及び同意（基準第12条）</p> <p>基準第12条は、指定児童発達支援事業所は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定児童発達支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の利用申込者が施設を選択するために必要な重要事項について、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮を心がけ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定児童発達支援事業所から指定児童発達支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用申込者及び指定児童発達支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p> <p>また、利用申込者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容 ③ 当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定児童発達支援の提供開始年月日 ⑤ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口

改正後	現 行
<p>を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 提供拒否の禁止（基準第14条）</p> <p>指定児童発達支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する</p>	<p>を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>(3) 契約支給量の報告等（基準第13条）</p> <p>① 契約支給量等の受給者証への記載</p> <p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に係る契約が成立した時は、通所給付決定保護者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定児童発達支援の内容、当該事業者が当該通所給付決定保護者に提供する月当たりの指定児童発達支援の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。</p> <p>なお、当該契約に係る指定児童発達支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定児童発達支援の量を記載することとしたものである。</p> <p>② 契約支給量</p> <p>基準第13条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならないこととしたものである。</p> <p>③ 市町村への報告</p> <p>同条第3項は、指定児童発達支援事業者は、①の規定による記載をした場合に、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。</p> <p>(4) 提供拒否の禁止（基準第14条）</p> <p>指定児童発達支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する</p>

改正後	現 行
<p>ものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、</p> <p>① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合</p> <p>② 入院治療の必要がある場合</p> <p>③ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。</p> <p><u>なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由には当たらないものである。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>ものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、</p> <p>① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合</p> <p>② 入院治療の必要がある場合</p> <p>③ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。</p> <p>(5) 連絡調整に対する協力（基準第15条） 指定児童発達支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定通所支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。</p> <p>(6) サービス提供困難時の対応（基準第16条） 指定児童発達支援事業者は、基準第14条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合には、同条の規定により、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p> <p>(7) 受給資格の確認（基準第17条） 指定児童発達支援の利用に係る障害児通所給付費を受けることができるのは、通所給付決定保護者に限られることを踏まえ、指定児童発達支援の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定された指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等をお確かめなけれ</p>

改正後	現 行
(8) (略)	<p>ばならないこととしたものである。</p> <p>(8) 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助（基準第18条）</p> <p>① 通所給付決定を受けていない者</p> <p>基準第18条第1項は、通所給付決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて、速やかに障害児通所給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。</p> <p>② 利用継続のための援助</p> <p>同条第2項は、利用障害児に係る通所給付決定の有効期間の終了に伴い、保護者が引き続き指定児童発達支援を受ける意向がある場合には、市町村が通所給付決定に通常要すべき標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該保護者が支給申請を行うことができるよう、申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。</p>
(9) (略)	<p>(9) 心身の状況等の把握（基準第19条）</p> <p>基準第19条は、指定児童発達支援事業者は、障害児に対して適切な指定児童発達支援が提供されるようにするため、当該障害児の心身の状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。また、質の高い指定児童発達支援の提供に資することや当該障害児の生活の継続性を重視する観点から、他の福祉サービス等の利用状況等の把握に努めなければならないこととしたものである。</p>
(10) (略)	<p>(10) サービスの提供の記録（基準第21条）</p> <p>① 基準第21条第1項は、通所給付決定保護者及び指定児童発達支援事業者が、その時点での指定児童発達支援の利用状況等を把握できるようにするため、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際には、当該指定児童発達支援の提供日、提</p>

改正後	現 行
(11) (略)	<p>供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、前項の指定児童発達支援の提供の記録について、指定児童発達支援の提供に係る適切な手続を確保する観点から、通所給付決定保護者からの確認を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(11) 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第22条）</p> <p>基準第22条は、指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の使途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとし、金銭支払いを求める際には、当該金銭の使途及び額並びに当該通所給付決定保護者に金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにするとともに同意を得なければならないこととしたものである。これは障害児やその家族等に対して寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めることを禁じる趣旨であるが、障害児の便益を向上させるものについては、一定のルールをもとに通所給付決定保護者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p>
(12) (略)	<p>(12) 通所利用者負担額の受領（基準第23条）</p> <p>① 通所利用者負担額の受領</p> <p>基準第23条第1項は、指定児童発達支援事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定児童発達支援についての利用者負担額として、通所給付決定保護者の家計の負担能力等をしん酌して児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）において定める額の支払いを受けなければならないことを規定したもの</p>

改正後	現 行
	<p>である。</p> <p>② 法定代理受領を行わない場合 同条第2項は、指定児童発達支援事業者は法第24条の3第8項に規定する法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から通所利用者負担額のほか、障害児通所給付費の支払いを受けるものとしたものである。</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲 同条第3項は、指定児童発達支援事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。 (Ⅰ) 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。) (Ⅱ) 日用品費 (Ⅲ) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの なお、(Ⅲ)の具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)によるものとする。</p> <p>④ 領収証の交付 同条第5項は、同条第1項から第3項までの規定による費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った通所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>⑤ 通所給付決定保護者の同意 同条第6項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に</p>

改正後	現 行
(13) (略)	<p>当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(13) 通所利用者負担額に係る管理（基準第 24 条） 基準第 24 条は、指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定通所支援を受けたときは、他の指定通所支援に係る通所利用者負担額との合計額を算定しなければならない。</p> <p>この場合において、当該指定児童発達支援事業者は市町村に報告するとともに、通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援事業者等が必要とする部分について通知しなければならないこととしたものである。</p>
(14) (略)	<p>(14) 障害児通所給付費等の額に係る通知等（基準第 25 条）</p> <p>① 通所給付決定保護者への通知 基準第 25 条第 1 項は、指定児童発達支援事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費の額を通知することとしたものである。</p> <p>② サービス提供証明書の交付 同条第 2 項は、基準第 23 条第 2 項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他通所給付決定保護者が市町村に対し障害児通所給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、通所給付決定保護者に交付しなければならないこととしたものである。</p>
(15) 指定児童発達支援の取扱方針（基準第 26 条）	(15) 指定児童発達支援の取扱方針（基準第 26 条）

改正後	現 行
<p>① 基準第26条第1項は、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援が漫然かつ画一的に提供されないことがないよう、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を提供しなければならないこととしたものである。<u>なお、適切な支援の提供に当たっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援ガイドライン（平成29年7月24日障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下同じ。）を参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、児童発達支援における支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。</u></p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>同条第4項は、指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うため、同項第1号から第7号までに掲げる事項について、指定児童発達支援事業所が自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたものである。なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、児童発達支援における支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支え</u></p>	<p>① 基準第26条第1項は、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援が漫然かつ画一的に提供されないことがないよう、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を提供しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項に規定する支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。</p> <p>③ 同条第3項は、指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	現 行
<p><u>ないこととする。</u></p> <p>(16) (略)</p>	<p>(16) 児童発達支援計画の作成等（基準第 27 条）</p> <p>① 基準第 27 条においては、児童発達支援管理責任者が作成すべき児童発達支援計画について規定している。</p> <p>児童発達支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達の具体的内容（行事や日課等も含む）、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等記載すること。なお、児童発達支援計画の様式については、各指定事業所毎に定めるもので差し支えない。</p> <p>また、児童発達支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。</p> <p>② 児童発達支援管理責任者の役割</p> <p>児童発達支援管理責任者は、当該児童発達支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、児童発達支援計画の原案を作成し、以下の手順により児童発達支援計画に基づく支援を実施するものである。</p> <p>ア 障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること</p> <p>イ 児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること</p> <p>ウ 通所給付決定保護者へ当該通所支援計画を交付すること</p>

改正後	現 行
(17) (略)	<p>エ 当該児童発達支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、児童発達支援計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること</p> <p>(17) 児童発達支援管理責任者の責務（基準第28条） 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成のほか、次の業務を担うものである。</p> <p>① 基準第29条に規定する業務を行うこと ② 他の従業者に対して、指定児童発達支援の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと</p>
(18) (略)	<p>(18) 相談及び援助（基準第29条） 基準第29条における相談及び援助については、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。</p>
(19) (略)	<p>(19) 指導、訓練等（基準第30条）</p> <p>① 基準第27条の規定により、指定児童発達支援の提供に当たっては、児童発達支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うこと。なお、指導、訓練等の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。</p> <p>② 同条第4項に規定する「常時1人以上の従業者を指導、訓練に</p>

改正後	現 行
(20) (略)	<p>従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時1人以上の従業者を従事させることを規定したものである。</p>
(21) (略)	<p>(20) 食事（基準第31条） 基準第31条は、児童発達支援センターにおける、食事の提供及び栄養管理は、障害児の健全な発育上極めて重要な影響を与えるものであることから、食事の内容はできるだけ変化に富み、年齢、障害の特性及び嗜好等に配慮しつつ、栄養的にバランスのとれたものとするよう努めることを規定したものである。</p>
(21) (略)	<p>(21) 社会生活上の便宜の供与等（基準第32条） ① 基準第32条第1項は、指定児童発達支援事業者は画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこととしたものである。 ② 同条第2項は、指定児童発達支援事業者は障害児の家族に対し、当該事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。</p>
(22) (略)	<p>(22) 健康管理（基準第33条） ① 基準第33条は、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所は、障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。 ② 同条第3項は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきことを規定し、特に障害児の食事の準備等にあ</p>

改正後	現 行
(23) (略)	<p>たり注意を払うこととしたものである。</p> <p>(23) 緊急時等の対応（基準第 34 条）</p> <p>基準第 34 条は、指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに、障害児の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p>
(24) (略)	<p>(24) 通所給付決定保護者に関する市町村への通知（基準第 35 条）</p> <p>法第 57 条の 2 の規定により、市町村は偽りその他不正な手段により障害児通所給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定児童発達支援事業者は、障害児通所給付費等の適正支給の観点から、遅滞なく指定児童発達支援事業者から市町村に意見を付して通知しなければならないこととしたものである。</p>
(25) (略)	<p>(25) 管理者の責務（基準第 36 条）</p> <p>基準第 36 条は、指定児童発達支援事業所の管理者の責務について規定したものであり、管理者は、当該児童発達支援事業所の従業者の管理及び当該事業の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定児童発達支援事業所の従業者に基準第 2 章第 4 節（運営に関する基準）を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
(26) 運営規程（基準第 37 条） 基準第 37 条は、指定児童発達支援の事業の適正な運営及び障害児に対する適切な指定児童発達支援の提供を確保するため、同条第 1 号から第 12 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定児童発達支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次	(26) 運営規程（基準第 37 条） 基準第 37 条は、指定児童発達支援の事業の適正な運営及び障害児に対する適切な指定児童発達支援の提供を確保するため、同条第 1 号から第 12 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定児童発達支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次

改正後	現 行
<p>の点に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 通常の事業の実施地域 (第6号)</p> <p>通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。(以下、他のサービス種類についても同趣旨)</p> <p><u>また、障害の程度等により自ら通所することが困難な障害児に対しては、円滑な指定児童発達支援の利用が図られるよう、指定児童発達支援事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があるが、障害児の自立能力の獲得を妨げないようにしなければな</u></p>	<p>の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用定員 (第4号)</p> <p>利用定員は、指定児童発達支援事業所において、同時に指定児童発達支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定児童発達の単位が設置されている場合にあつては、当該指定児童発達支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。また、基準第11条に規定する「利用定員」とは、異なる概念であることに留意すること。(以下、他のサービス種類についても同趣旨)</p> <p>② 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 (第5号)</p> <p>「指定児童発達支援の内容」については、指導、訓練の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものであること。また、「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第23条第3項により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指すものであること。(以下、他のサービス種類についても同趣旨)</p> <p>③ 通常の事業の実施地域 (第6号)</p> <p>通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。(以下、他のサービス種類についても同趣旨)</p>

改正後	現 行
<p><u>らないこと。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p>	<p>④ サービスの利用に当たっての留意事項(第7号) 障害児が指定児童発達支援の提供を受ける際に、障害児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項(設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。(以下、他のサービス種類についても同趣旨)</p> <p>⑤ 非常災害対策(第9号) 基準第40条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。(以下、他のサービス種類についても同趣旨)</p> <p>⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類(第10号) 指定児童発達支援事業者は、障害種別にかかわらず障害児を受け入れることを基本とするが、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供する支援の専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。この場合、当該対象者から指定児童発達支援の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定児童発達支援の提供を拒んではならないものであること。</p> <p>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項(第11号) 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害児虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が</p>

改正後	現行
<p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p>	<p>図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、</p> <p>ア 虐待防止に関する責任者の設置</p> <p>イ 苦情解決体制の整備</p> <p>ウ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。</p> <p>⑧ その他運営に関する重要事項（第12号） 苦情解決の体制等施設の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。</p> <p>(27) 勤務体制の確保等（基準第38条） 障害児に対する適切な指定児童発達支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>① 基準第38条第1項は、指定児童発達支援事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすることを定めたものであること。</p> <p>② 同条第2項は、指定児童発達支援事業者は、原則として当該事業の従業者によって指定児童発達支援を提供すべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p> <p>③ 同条第3項は、指定児童発達支援事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。</p> <p>(28) 定員の遵守（基準第39条） 障害児に対する指定児童発達支援の提供に支障が生じることの</p>

改正後	現 行
(29) (略)	<p>ないよう、原則として、指定児童発達支援事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定児童発達支援事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたものである。</p> <p>① 1日当たりの障害児の数</p> <p>ア 利用定員50人以下の場合 1日の障害児の数（法第21条の6の規定により措置している障害児の数を含む。以下同じ。）が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に当該入所定員から50を差し引いた数に、100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>② 過去3月間の障害児の数 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(29) 非常災害対策（基準第40条）</p> <p>① 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。</p>

改正後	現 行
<p>(30) (略)</p>	<p>③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。</p> <p>④ 「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものであること。</p> <p>(30) 衛生管理等（基準第41条）</p> <p>① 基準第41条は、指定児童発達支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>

改正後	現 行
(31) (略)	(31) 協力医療機関等 (基準第 42 条)
(32) (略)	<p>指定児童発達支援事業者は、基準第 42 条の規定により、協力医療機関を定めることを規定したものである。なお、指定児童発達支援事業所から近距離にあることが望ましいものであること。</p>
(33) (略)	<p>(32) 身体拘束等の禁止 (基準第 44 条)</p> <p>基準第 44 条は、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p>
(34) (略)	<p>(33) 虐待等の禁止 (基準第 45 条)</p> <p>基準第 45 条は、指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し虐待等の行為を禁止したものである。なお、虐待防止の具体的措置については、(26)の⑦の虐待防止のための措置に関する事項を参考にする事。</p>
(35) 秘密保持等 (基準 47 条)	(34) 懲戒に係る権限の濫用の禁止 (基準第 46 条)
① (略)	<p>基準第 46 条は、指定児童発達支援事業所 (児童発達支援センターであるものに限る) の長たる管理者に対し与えられている懲戒に係る権限は、あくまでも障害児の健全育成のために与えられているのであって、この目的の範囲を超える場合には、懲戒に係る権限の濫用にあたり、これを禁止することを規定したものである。なお、「懲戒に係る権限の濫用禁止について」(平成 10 年 2 月 18 日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉・児童家庭局企画課長連名通知)を参考にする事。</p>
	(35) 秘密保持等 (基準第 47 条)
	① 基準第 47 条第 1 項は、指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持

改正後	現 行
<p>② 同条第2項は、指定児童発達支援事業者に対して、過去に当該指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に<u>取り決める</u>などの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ (略)</p> <p>(36) (略)</p>	<p>を義務づけたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定児童発達支援事業者に対して、過去に当該指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に<u>取り決め、例えば違約金についての定めを置く</u>などの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定児童発達支援事業者は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族の同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(36) 利益供与等の禁止（基準第49条）</p> <p>① 基準第49条第1項は、障害児相談支援事業者又は障害福祉サービスの事業者等による指定児童発達支援事業者の紹介が公正中立に行われるよう、指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。</p> <p>② 同条第2項は、保護者による障害児相談支援事業者又は障害福祉サービスの事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害福祉サ</p>

改正後	現 行
(37) (略)	<p>サービス事業者等又はその従業者から、当該事業に係る障害児等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。</p> <p>(37) 苦情解決（基準第 50 条）</p> <p>① 基準第 50 条第 1 項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>② 同条第 2 項は、苦情に対し指定児童発達支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定児童発達支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定児童発達支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>③ 同条第 5 項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第 85 条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。</p>
(38) (略)	<p>(38) 地域との連携等（基準第 51 条）</p> <p>① 基準第 51 条第 1 項は、指定児童発達支援事業者は、地域に開かれたものとして運営されるよう地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第 2 項は、児童発達支援センターにおいては、通常の事業</p>

改正後	現 行
<p>(39) 事故発生時の対応（基準第 52 条）</p> <p>障害児が安心して指定児童発達支援の提供を受けられるよう、指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村及び当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p><u>また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。</u></p> <p><u>なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</u></p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p>	<p>の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通う保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。助言その他の必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援に加え、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を想定している。</p> <p>(39) 事故発生時の対応（基準第 52 条）</p> <p>障害児が安心して指定児童発達支援の提供を受けられるよう、指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村及び当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p>② 指定児童発達支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p> <p>③ 指定児童発達支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解</p>

改正後	現 行
<p>(40) (略)</p> <p>(41) (略)</p>	<p>明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。</p> <p>(40) 会計の区分（基準第53条） 基準第53条は、指定児童発達支援事業者は、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。</p> <p>(41) 記録の整備（基準第54条） 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、指定児童発達支援の提供に関する諸記録のうち、同条第2項に規定するものについては、当該指定児童発達支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならない。</p>
<p><u>4 共生型障害児通所支援に関する基準</u></p> <p><u>(1) 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準（基準第54条の2）</u></p> <p><u>児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第五十四条の十において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p><u>① 指定生活介護事業所の従業者の員数が、共生型児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>なお、指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所に配置する</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>サービス管理責任者に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される児童発達支援管理責任者研修（1 児童発達支援管理責任者に関する講義を除く。）の受講を促し、研修終了者が指定生活介護事業所を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</u></p> <p>② <u>障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>(2) <u>共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準（基準第54条の3）</u></p> <p><u>共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第五十四条の十一において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p>① <u>指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第93条第1項又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。</u></p> <p>② <u>指定通所介護事業所等の従業者の員数が、共生型児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用</u></p>	

改正後	現 行
<p>者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定通所介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>③ 障害児入所施設その他関係施設から、指定通所介護事業所等が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(3) 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準第54条の4）</p> <p>共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第五十四条の十二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。</p>	

改正後	現 行
<p>以下「<u>指定地域密着型介護予防サービス基準</u>」という。) 第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u> (指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> (指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)<u>又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</u> (指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)<u>(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)</u>の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「<u>指定障害福祉サービス等基準</u>」という。) 第 93 条の 2 に規定する共生型生活介護、指定障害福祉サービス等基準第 162 条の 2 に規定する共生型自立訓練 (機能訓練) 若しくは指定障害福祉サービス等基準第 171 条の 2 に規定する共生型自立訓練 (生活訓練) <u>又は共生型児童発達支援若しくは基準第 71 条の 2 に規定する共生型放課後等デイサービス</u> (以下「<u>共生型通いサービス</u>」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限とし、29 人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。)、</p>	

改正後	現行
<p><u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定する「サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。</u></p> <p>② <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち、指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービス（以下「通いサービス」という。）の利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。</u></p> <p>ア 登録定員が26人又は27人の場合、16人</p>	

改正後	現 行
<p>イ 登録定員が28人の場合、17人 ウ 登録定員が29人の場合、18人</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適用な広さを有すること。</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(4) 設備について 指定生活介護事業所、指定通所介護事業者等又は指定小規模多機</p>	

改正後	現 行
<p><u>能型居宅介護事業者等（以下「指定生活介護事業所等」という。）として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとするよう配慮すること。</u></p> <p><u>なお、当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付の対象となる障害者（以下「障害者」という。）及び介護保険法に基づく介護給付の対象となる要介護者（以下「要介護者」という。）に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</u></p> <p><u>(5) 準用</u></p> <p><u>① 基準第 54 条の 5 より、第 4 条、第 7 条、第 8 条及び前節（第 11 条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用されるものであることから、第三の 1 の（3）、3 の（2）から（41）までを参照されたい。</u></p> <p><u>② ①で準用される基準 27 条で定める児童発達支援計画について、指定生活介護事業所等に児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</u></p> <p><u>③ ①で準用される基準第 37 条第 4 号及び第 39 条については、第三の 3 の（28）のとおり取り扱うものとする。</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>この場合において、共生型児童発達支援の利用定員は、共生型児童発達支援の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</u></p> <p><u>(例) 定員 20 人の場合、利用日によって、障害児が 10 人、要介護者が 10 人であっても、障害児が 15 人、要介護者が 5 人であっても、差し支えない。</u></p> <p><u>(6) その他の共生型サービスについて</u></p> <p><u>高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの</u> <u>・ 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの</u> <u>・ 介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、障害福祉制度の基準該当サービスを活用しているもの</u> <p><u>についても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。</u></p> <p><u>(7) その他の留意事項</u></p> <p><u>多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。</u></p> <p><u>このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。</u></p> <p><u>5 基準該当通所支援に関する基準</u></p> <p>(1) <u>従業者の員数（基準第54条の6）</u></p> <p>① <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u> 基準該当児童発達支援事業所に置くべき<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>については、指定児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。以下5において同じ。）と同趣旨であるので、第三の1の(1)の①を参照されたい。</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>(2) <u>設備（基準第54条の7）</u> 「指導訓練室」については、指定児童発達支援の場合とは異なり、必ずしも独立した部屋として確保する必要はないが、少なくとも訓</p>	<p><u>4 基準該当通所支援に関する基準</u></p> <p>(1) <u>従業者の員数（基準第54条の2）</u></p> <p>① <u>指導員又は保育士</u> 基準該当児童発達支援事業所に置くべき<u>指導員又は保育士</u>については、指定児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。以下4において同じ。）と同趣旨であるので、第三の1の(1)の①を参照されたい。</p> <p>② <u>児童発達支援管理責任者</u> 児童発達支援管理責任者については、指定児童発達支援の場合とは異なり、「専任」とする必要はなく、基準該当児童発達支援の他の職種の従業者と兼務をして差し支えないものである。</p> <p>③ <u>基準該当児童発達支援の単位</u> 基準該当児童発達支援の単位については、指定児童発達支援と同趣旨であるので第三の1の(1)の①を参照されたい。</p> <p>(2) <u>設備（基準第54条の3）</u> 「指導訓練室」については、指定児童発達支援の場合とは異なり、必ずしも独立した部屋として確保する必要はないが、少なくとも訓</p>

改正後	現行
<p>練等を行う時間帯を通じて、利用者に対する基準該当児童発達支援の提供に支障がないスペースを確保する必要がある。</p> <p>(3) 利用定員（基準第54条の8） 基準該当児童発達支援の利用定員については、指定児童発達支援の場合と同趣旨であるので、第三の3の(1)を参照されたい。</p> <p>(4) 準用（基準第54条の9） 基準第54条の9により、第4条、第7条及び第四節（第11条、第23条第1項及び第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、第46条並びに第51条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(12)まで（(12)の①は除く。）、(14)から(19)まで（(14)の①は除く。）、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで（(38)の②を除く。）を参照されたい。</p> <p>(5) 指定生活介護事業所に関する特例（基準第54条の10） 指定生活介護事業所が、その地域において、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が少ないなど、指定児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して、指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① （略）</p>	<p>練等を行う時間帯を通じて、利用者に対する基準該当児童発達支援の提供に支障がないスペースを確保する必要がある。</p> <p>(3) 利用定員（基準第54条の4） 基準該当児童発達支援の利用定員については、指定児童発達支援の場合と同趣旨であるので、第三の3の(1)を参照されたい。</p> <p>(4) 準用（基準第54条の5） 基準第54条の5により、第4条、第7条及び前節（第11条、第23条第1項及び第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、第46条並びに第51条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(12)まで（(12)の①は除く。）、(14)から(19)まで（(14)の①は除く。）、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで（(38)の②を除く。）を参照されたい。</p> <p>(5) 指定生活介護事業所に関する特例（基準第54条の6） 指定生活介護事業所が、その地域において、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が少ないなど、指定児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して、指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定生活介護事業所の従業者の員数が、基準該当児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所に配置するサービス管理責任者に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される児童発達支援管理責任者研修（1児</p>

改正後	現行
<p>② (略)</p> <p>(6) 指定通所介護事業所等に関する特例(基準第54条の11)</p> <p>介護保険法による<u>指定通所介護事業所等</u>が(5)と同様の理由により、障害児に対して、<u>指定通所介護等</u>を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と基準該当児童発達支援を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。</p>	<p>童発達支援管理責任者に関する講義を除く。)の受講を促し、研修終了者が指定生活介護事業所を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>② 障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(6) 指定通所介護事業所等に関する特例(基準第54条の7)</p> <p>介護保険法による<u>指定通所介護事業所</u>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「<u>指定居宅サービス等基準</u>」という。)第93条第1項に規定する<u>指定通所介護事業所</u>をいう。)又は<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「<u>指定地域密着型サービス基準</u>」という。)第20条第1項に規定する<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>をいう。)(以下「<u>指定通所介護事業所等</u>」という。)が(5)と同様の理由により、障害児に対して、<u>指定通所介護</u>(指定居宅サービス等基準第92条に規定する<u>指定通所介護</u>をいう。)又は<u>指定地域密着型通所介護</u>(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する<u>指定地域密着型通所介護</u>をいう。)(以下「<u>指定通所介護等</u>」という。)を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室(<u>指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号</u>又は<u>指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号</u>に規定する<u>食堂及び機能訓練室</u>をいう。)の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と基準該当児童発達支援を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。</p>

改正後	現 行
<p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(7) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(基準第 54 条の12)</u> 介護保険法による<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u>が、(5)と同様の理由により、障害児に対して、<u>指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)</u>を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p>	<p>② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当児童発達支援を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 なお、指定通所介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>③ 障害児入所施設その他関係施設から、指定通所介護事業所等が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(7) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(基準第 54 条の8)</u> 介護保険法による<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第 63 条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)</u>又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第 171 条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)</u>(以下「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u>」という。)が、(5)と同様の理由により、障害児に対して、<u>指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第 62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をい</u></p>

改正後	現 行
<p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 6 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29 人（サテライト型指定小規模多機能</p>	<p>う。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29 人（サテライト型指定小規模多機能</p>

改正後	現行
<p>型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）<u>又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、18 人）以下とすること。</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>基準第 71 条の 6</u>において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所<u>又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、12 人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。</p> <p>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人 イ 登録定員が 28 人の場合、17 人 ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、指定</p>	<p>型居宅介護事業所（<u>指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。</u>）<u>にあつては</u>、18 人）以下とすること。</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>基準第 71 条の 4</u>において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12 人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。</p> <p>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人 イ 登録定員が 28 人の場合、17 人 ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適度な広さを有すること。</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、指定</p>

改正後	現行
<p>障害福祉サービス等基準第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の6において準用する基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>⑤ （略）</p>	<p>障害福祉サービス等基準第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の4において準用する基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p>

改正後	現 行
<p>第四 指定医療型児童発達支援</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第四 指定医療型児童発達支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>基準第56条は、設備運営基準第69条において医療型児童発達支援センターに義務づけている職員配置を指定医療型児童発達支援事業所の指定医療型児童発達支援の提供にあたり規定したものである。</p> <p>基準第56条第3項は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>基準第58条第3項は、同条第1項第1号に掲げる設備を除いて、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができることを規定したものである。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用定員（基準第59条）</p> <p>指定医療型児童発達支援事業所については、安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたものである。</p> <p>(2) 通所利用者負担額の受領（基準第60条）</p> <p>① 通所利用者負担額の受領</p> <p>指定児童発達支援の規定と同趣旨であるため、第三の3の(12)の①を参照されたい。</p> <p>② 法定代理受領を行わない場合</p> <p>同条第2項は、指定医療型児童発達支援事業者は法第24条の3第8項に規定する法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から通所利用者負担額のほか、障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支払いを受けるものとするものとしたものである。</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲</p>

改正後	現 行
<p>(3) (略)</p>	<p>同条第3項は、指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <p>(I) 食事の提供に要する費用</p> <p>(II) 日用品費</p> <p>(III) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>なお、(III)の具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)によるものとする。</p> <p>④ 領収証の交付</p> <p>同条第5項は、同条第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った通所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>⑤ 通所給付決定保護者の同意</p> <p>同条第6項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ることとしたものである。</p> <p>(3) 障害児通所給付費の額に係る通知等(基準第61条)</p> <p>① 通所給付決定保護者への通知</p> <p>基準第61条第1項は、指定医療型児童発達支援事業者は、市町村から法定代理 受領を行う指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた</p>

改正後	現 行
<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 準用(基準第64条) 基準第64条により、第12条から第22条まで、第24条、第26条(第4項及び第5項を除く。)から第34条まで、第36条、第38条から第41条まで、第43条から第47条まで、第48条第1項、第49条から第52条まで及び第54条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から</p>	<p>場合には、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の額を通知することとしたものである。</p> <p>② サービス提供証明書の交付 同条第2項は、基準第60条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他通所給付決定保護者が市町村に対し障害児通所給付費又は肢体不自由児医療費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、通所給付決定保護者に交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(4) 通所給付決定保護者に関する市町村への通知(基準第62条) 法第57条の2の規定により、市町村は偽りその他不正な手段により障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定医療型児童発達支援事業者は、障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の適正支給の観点から、遅滞なく指定医療型児童発達支援事業者から市町村に意見を付して通知しなければならないこととしたものである。</p> <p>(5) 運営規程(基準第63条) 指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の3の(26)の①から⑤まで、⑦、⑧を参照されたい。</p> <p>(6) 準用(基準第64条) 基準第64条により、第12条から第22条まで、第24条、第26条から第34条まで、第36条、第38条から第41条まで、第43条から第47条まで、第48条第1項、第49条から第52条まで及び第54条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)、(15)から(23)</p>

改正後	現 行
<p>(11)まで、(13)、(15)から(23)まで、(25)、(27)から(30)まで、(32)から(39)まで及び(41)を参照されたい。</p> <p>第五 放課後等デイサービス</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p><u>指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)及び(3)を参照されたい。</u></p>	<p>まで、(25)、(27)から(30)まで、(32)から(39)まで及び(41)を参照されたい。</p> <p>第五 放課後等デイサービス</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p><u>(1) 指定放課後等デイサービス事業所に係る従業者の員数(基準第66条)</u></p> <p><u>基準第66条は、指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>① 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(基準第66条第1項第1号)</u></p> <p><u>「提供を行う時間帯を通じて専ら当該放課後等デイサービスの提供に当たる」とは、指定放課後等デイサービスの単位ごとに児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者について、指定放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。</u></p> <p><u>(例) 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場合、その員数としては、2人が必要となる。</u></p> <p><u>また、ここでいう「障害児の数」は、指定放課後等デイサービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいうものである。</u></p> <p><u>② 児童発達支援管理責任者(基準第66条第1項第2号)</u></p> <p><u>指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の②を参照されたい。</u></p> <p><u>③ 機能訓練担当職員(基準第66条第2項)</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等の訓練を担当する職員を置くこととし、この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができるものと定めたものである。</u></p> <p><u>④ 指定放課後等デイサービスの単位（基準第 66 条第 4 項）</u> <u>指定児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の 1 の(1)の④を参照されたい。</u></p> <p><u>⑤ 児童指導員又は保育士の配置（基準第 66 条第 6 項）</u> <u>「児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない」とは、(1)の①と同様に、指定放課後等デイサービスの単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。なお、ここでいう「半数以上」については、基準第 66 条第 1 項第 1 号に規定された人員に適用されるものであり、人員配置基準を超えて配置されたものについては適用されない。</u></p> <p><u>(例) 定員 10 人の事業所が人員配置基準を超えて 2 名加配している場合、児童指導員又は保育士の数は、4 人のうち 2 人ではなく、人員配置基準上の 2 人のうち 1 人とする。</u></p> <p><u>⑥ 児童発達支援管理責任者その他の職務との兼務について（基準第 66 条第 7 項）</u></p>

改正後	現 行
<p>2 設備に関する基準 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の場合と同趣旨であるため、第三の2を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>指定児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の⑤を参照されたい。</u></p> <p><u>(5) 管理者（基準第67条）</u> <u>指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の場合と同趣旨であるため、第三の1の(3)を参照されたい。</u></p> <p>2 設備に関する基準 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の場合と同趣旨であるため、第三の2を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用定員（基準第69条） 指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の3の(1)を参照されたい。</p> <p>(2) 通所利用者負担額の受領（基準第70条） 指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の3の(12)を参照されたい。</p> <p>(3) 情報の提供等（基準第70条の2） 基準第70条の2第3項は、指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うため、同条第3項第1号から第7号までに掲げる事項について、指定放課後等デイサービス事業所が自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたものである。なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン（平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下同じ。）を参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、放課後等デイサービスにおける支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている</p>

改正後	現 行
<p>(削る)</p> <p>(3) 準用（基準第71条） 基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、<u>第47条から第50条</u>、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(33)</p>	<p>場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。</p> <p>(4) 放課後等デイサービスの取扱方針（基準第71条により準用される第26条）</p> <p>① 基準第71条により準用される第26条第1項は、指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスが漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を提供しなければならないこととしたものである。なお、適切な支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、放課後等デイサービスにおける支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。</p> <p>② 同条第2項に規定する支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。</p> <p>③ 同条第3項は、指定放課後等デイサービス事業者は、自らその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。</p> <p>(6) 準用（基準第71条） 基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、<u>第47条、第49条、第50条</u>、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)、(14)、(16)から(19)まで、(21)、</p>

改正後	現 行
<p>まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。<u>この場合、(15)中「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援ガイドライン(平成29年7月24日障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)とあるのは「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン(平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)と読み替えるものとする。」</u></p> <p>4 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p>(1) 設備について 共生型児童発達支援と同趣旨であるので、<u>第三の4の(4)を参照されたい。</u></p> <p>(2) 準用 (基準第71条の2)</p> <p>① <u>基準第71条の2により、第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条の4まで、第65条及び第70条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用されるものであるから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①、(39)から(41)まで、4の(1)から(3)を参照されたい。</u></p> <p>② <u>①で準用される基準27条で定める放課後等デイサービス計画については、共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4の(5)の②を参照されたい。</u></p> <p>③ <u>①で準用される基準第37条第4号及び第39条については、共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4の(5)の③を参</u></p>	<p>(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>照されたい。</u></p> <p>(3) <u>その他の共生型サービスについて</u> 共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4の(6)を参照されたい。</p> <p>(4) <u>その他の留意事項</u> 共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4の(7)を参照されたい。</p> <p>5 <u>基準該当通所支援に関する基準</u></p> <p>(1) <u>従業者の員数(基準第71条の3)</u></p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) <u>設備(基準第71条の4)</u></p>	<p>4 <u>基準該当通所支援に関する基準</u></p> <p>(1) <u>従業者の員数(基準第71条の2)</u></p> <p>① 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(基準第71条の2第1項第1号) 基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者については、指定放課後等デイサービスと同趣旨であるので、第五の1の(1)の①を参照されたい。</p> <p>② 児童発達支援管理責任者 児童発達支援管理責任者については、指定放課後等デイサービスの場合とは異なり、「専任」とする必要はなく、基準該当放課後等デイサービスの他の職種の従業者と兼務をして差し支えないものである。</p> <p>③ 児童指導員又は保育士の配置(基準第71条の2第3項) 指定放課後等デイサービスの場合と同趣旨であるため、第五の1の(1)の⑤を参照されたい。</p> <p>④ 基準該当放課後等デイサービスの単位 指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)の④を参照されたい。</p> <p>(2) <u>設備(基準第71条の3)</u></p>

改正後	現行
<p>基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(2)を参照されたい。</p> <p>(3) <u>利用定員(基準第71条の5)</u></p> <p>基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(3)を参照されたい。</p> <p>(4) <u>準用(基準第71条の6)</u></p> <p>第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、<u>第47条から第50条まで</u>、第51条第1項及び第52条から第54条まで、<u>第54条の10から第54条の12まで</u>、第65条及び第70条(第1項を除く。)及び第70条の2の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(14)の②、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで((38)の②を除く。)、第三の4の(5)から(7)まで、第五の3の(3)及び(4)を参照されたい。</p> <p><u>第六 居宅訪問型児童発達支援</u></p> <p><u>1 人員に関する基準</u></p> <p><u>基準第71条の8は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に以下の点について、留意すること。</u></p> <p><u>指定居宅訪問型児童発達支援事業所における従業者の員数については、各地域における指定居宅訪問型児童発達支援の利用の状況や指定居宅訪問型児童発達支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。</u></p> <p><u>なお、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格</u></p>	<p>基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(2)を参照されたい。</p> <p>(3) <u>利用定員(基準第71条の3の2)</u></p> <p>基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(3)を参照されたい。</p> <p>(4) <u>準用(基準第71条の4)</u></p> <p>第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、<u>第47条、第49条、第50条</u>、第51条第1項及び第52条から第54条まで、<u>第54条の6から第54条の8まで</u>、第65条、第70条(第1項を除く。)及び第70条の2の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(14)の②、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで((38)の②を除く。)、第三の4の(5)から(7)まで、第五の3の(3)及び(4)を参照されたい。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に三年以上従事した者とする。</u></p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 事務室</p> <p><u>指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</u></p> <p>(2) 受付等のスペースの確保</p> <p><u>事務室又は指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</u></p> <p>(3) 設備及び備品等</p> <p><u>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅訪問型児童発達支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</u></p> <p><u>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</u></p> <p>3 運営に関する基準</p>	

改正後	現 行
<p>(1) <u>身分を証する書類の携行（基準第71条の11）</u> <u>障害児等が安心して指定居宅訪問型児童発達支援の提供を受けられるよう、指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者又は当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。</u> <u>なお、この証書等には、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</u></p> <p>(2) <u>通所利用者負担額の受領（基準第71条の12）</u> <u>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の3の(12)を参照されたい。</u></p> <p>(3) <u>運営規程（基準第71条の13）</u> <u>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の3の(26)①から⑤まで、⑦、⑧を参照されたい。</u></p> <p>(4) <u>準用（基準第71条の14）</u> <u>基準第71条の14により、第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第63条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(25)まで、(27)、(30)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。</u></p> <p>第七 保育所等訪問支援</p>	<p>第六 保育所等訪問支援</p>

改正後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) <u>準用(基準第75条)</u></p> <p><u>基準第75条により、第71条の10の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用されるものであることから、第六の2を参照されたい。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>1 人員に関する基準</p> <p>基準第73条は、指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に以下の点について、留意すること。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業所における従業者の員数については、各地域における指定保育所等訪問支援の利用の状況や指定保育所等訪問支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。</p> <p>なお、指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 事務室</p> <p>指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定保育所等訪問支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) 受付等のスペースの確保</p> <p>事務室又は指定保育所等訪問支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>(3) 設備及び備品等</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の</p>

改正後	現 行
<p>3 運営に関する基準 <u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(1) 準用 (基準第 79 条) 基準第 79 条により、第 12 条から第 22 条まで、<u>第 24 条、第 25 条、第 26 条 (第 4 項及び第 5 項を除く。)</u>、第 27 条から第 30 条ま</p>	<p>事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定保育所等訪問支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) <u>身分を証する書類の携行 (基準第 76 条)</u> <u>障害児等が安心して指定保育所等訪問支援の提供を受けられるよう、指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者、当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。</u> <u>なお、この証書等には、当該指定保育所等訪問支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</u></p> <p>(2) <u>通所利用者負担額の受領 (基準第 77 条)</u> <u>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の (12) を参照されたい。</u></p> <p>(3) <u>運営規程 (基準第 78 条)</u> <u>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の (26) ①から⑤まで、⑦、⑧を参照されたい。</u></p> <p>(4) 準用 (基準第 79 条) 基準第 79 条により、第 12 条から第 22 条まで、<u>第 24 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 36 条まで、第 38 条、第 41 条、</u></p>

改正後	現 行
<p>で、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで、<u>第63条の2及び第71条の11から第71条の13</u>までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(25)まで、(27)、(30)、(32)、(33)、(35)から(37)まで、(38)の①、(39)から(41)まで<u>及び第六の3の(1)から(3)まで</u>を参照されたい。</p> <p>第八 多機能型事業所に関する特例</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第43条から第45条まで、第47条から第50条まで、<u>第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は</u>、指定保育所等訪問支援の事業について準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(25)まで、(27)、(30)、(32)、(33)、(35)から(37)まで、(38)の①<u>及び</u>(39)から(41)までを参照されたい。</p> <p>第七 多機能型事業所に関する特例</p> <p>1 従業員の員数に関する特例（基準第80条）</p> <p>(1) 従業員の員数の特例</p> <p>多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の職務に専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所ごとに配置される従業者間での兼務を可能としたものである。</p> <p>(2) 常勤の従業者の員数の特例</p> <p>利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障害児通所支援事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上とすること。</p> <p>2 設備に関する特例（基準第81条）</p> <p>多機能型事業所の設備については、当該各指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。</p>

改正後	現 行
<p>3 (略)</p>	<p>3 利用定員に関する特例（基準第 82 条）</p> <p>(1) 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の利用定員</p> <p>多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の利用定員の合計数は全ての指定通所支援の事業を通じて 10 人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあつては、5 人以上。）とすることができるものとしたものである。</p> <p>なお、保育所等訪問支援については、利用定員の定めがないため、除かれる。</p> <p>(2) 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員</p> <p>多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員の合計数が 20 人以上である場合は、当該多機能型事業所において実施する指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を 5 人以上とすることができるものであること。</p> <p>(3) 離島その他の地域における多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員</p> <p>厚生労働大臣が定める離島その他の地域の基準（平成 24 年厚生労働省告示第 232 号）に規定する多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）であつて、都道府県知事が将来的にも利用者の確保の見込みがないと認める場合については、(1)にかかわらず、利用定員の合計は 10 人以上とすることができるものであること。</p>

新旧対照表

改正後	現 行
<p>第一 (略)</p> <p>第二 指定障害児相談支援に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者(基準第3条)</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。</p> <p>指定障害児相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を</p>	<p>第一 基準の性格</p> <p>1 基準は、指定障害児相談支援の事業がその目的を達成するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害児相談支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害児相談支援事業者の指定を受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、市町村長の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定障害児相談支援事業所についての指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>第二 指定障害児相談支援に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者(基準第3条)</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。</p> <p>指定障害児相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を</p>

改正後	現行
<p>問わない。</p> <p>ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定障害児相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。</p> <p>これは、例えば、指定障害児相談支援のサービス提供時間帯において、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。</p> <p>また、相談支援専門員が担当する障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所（法第21条の5の3第1項の指定に係る障害児通所支援事業所をいう。）<u>、基準該当障害児通所支援事業所（法第21条の5の4第3項第2号の基準該当通所支援の事業を行う事業所をいう。）</u>、<u>指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定に係るサービス事業所をいう。）</u>、<u>指定障害者支援施設（同項の指定に係る指定障害者支援施設をいう。）</u>又は<u>基準該当障害福祉サービス事業所（同法第30条第1項第2号の基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。）</u>（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）の業務と兼務する場合には、指定障害児通所支援事業所等との中立性の確保や、指定障害児通所支援事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該障害児等</p>	<p>問わない。</p> <p>ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定障害児相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。</p> <p>これは、例えば、指定障害児相談支援のサービス提供時間帯において、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。</p> <p>また、相談支援専門員が担当する障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所（法第21条の5の3第1項の指定に係る障害児通所支援事業所をいう。）又は基準該当障害児通所支援事業所（法第21条の5の4第3項第2号の基準該当通所支援の事業を行う事業所をいう。）（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）の業務と兼務する場合には、指定障害児通所支援事業所等との中立性の確保や、指定障害児通所支援事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施することを基本とする。（通所給付決定の更新又は通所給付決定の変更に係る障害児支援利用援助について同じ。）</p>

改正後	現 行
<p>が利用する指定障害児通所支援事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施することを基本とする。(通所給付決定の更新又は通所給付決定の変更に係る障害児支援利用援助について同じ。)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ その他市町村がやむを得ないと認める場合 <u>なお、相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合には、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も含むものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>① 身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合</p> <p>② 通所給付決定又は通所給付決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該通所給付決定等から概ね3ヶ月以内の場合(障害児支援利用援助とその直後の継続障害児支援利用援助は一体的な業務であること、また、指定障害児相談支援事業者の変更に当たっては障害児の保護者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。)</p> <p>③ その他市町村がやむを得ないと認める場合</p> <p>(2) 管理者(基準第4条) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定障害児相談支</p>

改正後	現 行
<p>2 運営に関する基準 (1) (略)</p>	<p>援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることが出来るものとする。また、指定特定相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。</p> <p>なお、管理者は、指定障害児相談支援の従業者である必要はないものである。</p> <p>2 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第5条）</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し適切な指定障害児相談支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定障害児相談支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定障害児相談支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用申込者及び指定障害児相談支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の

改正後	現 行
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 提供拒否の禁止（基準第7条） 指定障害児相談支援事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当</p>	<p>内容</p> <p>③ 当該指定障害児相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ 指定障害児相談支援の提供開始年月日</p> <p>⑤ 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 なお、利用申込者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>(2) 契約内容の報告等（基準第6条） 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立した時は、遅滞なく市町村に対し契約成立の旨を報告しなければならないこととしたものである。 また、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して障害児支援利用計画を作成したときは、市町村にその写しを遅滞なく提出しなければならないこととしている。 なお、モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。</p> <p>① 通所給付決定の更新や変更が必要となる場合</p> <p>② 障害児の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合</p> <p>③ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合</p> <p>(3) 提供拒否の禁止（基準第7条） 指定障害児相談支援事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当</p>

改正後	現 行
<p>な理由が有る場合とは、</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合等である。</p> <p><u>なお、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号)別表の注10から注12に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算(以下「体制整備加算」という。)を算定している指定障害児相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児、医療的ケアが必要な障害児又は精神障害を有する障害児の保護者からの利用申込があつた場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意すること。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>な理由が有る場合とは、</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者に係る障害児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、これに該当しない者から利用申込があつた場合</p> <p>④ その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合等である。</p> <p>(4) サービス提供困難時の対応(基準第8条)</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、基準第7条の正当な理由により、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合には、基準第8条の規定により、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>

改正後	現行
<p>(5) 受給資格の確認(基準第9条)</p> <p>指定障害児相談支援は、現に通所給付決定を受けている障害児相談支援対象保護者に対する指定障害児相談支援の提供に際し、当該障害児相談支援対象保護者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援対象保護者であること、法第6条の2第9項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無及び通所給付決定の有効期間、支給量等障害児支援利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。</p> <p>なお、指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定を受けていない障害児の保護者について、当該障害児に係る障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた障害児の保護者であることを確かめるものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(5) 受給資格の確認(基準第9条)</p> <p>指定障害児相談支援は、現に通所給付決定を受けている障害児相談支援対象保護者に対する指定障害児相談支援の提供に際し、当該障害児相談支援対象保護者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援対象保護者であること、法第6条の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無及び通所給付決定の有効期間、支給量等障害児支援利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。</p> <p>なお、指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定を受けていない障害児の保護者について、当該障害児に係る障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた障害児の保護者であることを確かめるものとする。</p> <p>(6) 通所給付決定の申請に係る援助(基準第10条)</p> <p>基準第10条は、障害児の保護者の通所給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該障害児の保護者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該障害児の保護者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。</p> <p>(7) 身分を証する書類の携行(基準第11条)</p> <p>障害児等が安心して指定障害児相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない</p>

改正後	現 行
(8) (略)	<p>こととしたものである。</p> <p>なお、この証書等には、当該指定障害児相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>(8) 障害児相談支援給付費の額等の受領（基準第12条）</p> <p>① 法定代理受領を行わない場合</p> <p>基準第12条第1項は、指定障害児相談支援事業者が、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際には、障害児相談支援対象保護者から法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した障害児相談支援給付費の額の支払を受けることとしたものである。</p> <p>② 交通費の受領</p> <p>同条第2項は、指定障害児相談支援の提供に関して、前項の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定障害児相談支援を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を障害児相談支援対象保護者から受けることができることとしたものである。</p> <p>③ 領収証の交付</p> <p>同条第3項は、前2項の規定による額の支払を受けた場合には、障害児相談支援対象障害者等に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>④ 障害児相談支援対象保護者の事前の同意</p> <p>同条第4項は、同条第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得ることとしたも</p>

改正後	現 行
(9) (略)	<p>のである。</p> <p>(9) 利用者負担額に係る管理（第13条） 指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額に係る管理を行う場合の具体的な取扱いについては、別途通知するところによるものとする。</p>
(10) (略)	<p>(10) 障害児相談支援給付費の額に係る通知等（基準第14条）</p> <p>① 障害児相談支援対象保護者への通知 基準第14条第1項は、指定障害児相談支援事業者は、市町村から法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合には、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知することとしたものである。</p> <p>② サービス提供証明書の利用者への交付 同条第2項は、基準第12条第1項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他障害児相談支援対象保護者が市町村に対し障害児相談支援給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(11) 指定障害児相談支援の具体的取扱方針（基準第15条） 障害児に係るアセスメントの実施、障害児支援利用計画案の作成、サービス担当者会議の開催、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の実施状況の把握などの指定障害児相談支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う相談支援専門員の責務を明らかにしたものである。</p>	<p>(11) 指定障害児相談支援の具体的取扱方針（基準第15条） 障害児に係るアセスメントの実施、障害児支援利用計画案の作成、サービス担当者会議の開催、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の実施状況の把握などの指定障害児相談支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う相談支援専門員の責務を明らかにしたものである。</p>

改正後	現 行
① (略)	<p>① 相談支援専門員による障害児支援利用計画の作成(第1項第1号)</p> <p>指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させることとしたものである。</p>
② (略)	<p>② 指定障害児相談支援の基本的留意点(第1項第2号)</p> <p>指定障害児相談支援は、障害児及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定障害児相談支援について障害児又はその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定障害児相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うこととする。</p>
③ (略)	<p>③ 障害児支援利用計画作成の基本理念(第2項第1号)</p> <p>障害児支援利用計画の作成にあたっては、障害児等の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。</p>
④ (略)	<p>④ 継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用(第2項第2号)</p> <p>障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、障害児の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に福祉サービス等が提供されることが重要である。相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に当たり、継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サー</p>

改正後	現 行
⑤ (略)	<p>ビス等の利用を助長することがあってはならない。</p> <p>⑤ 総合的な障害児支援利用計画の作成 (第2項第3号) 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、障害児支援利用計画の作成または変更に当たっては、障害児及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定通所支援以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。</p>
⑥ (略)	<p>⑥ 障害児等によるサービスの選択 (第2項第4号) 相談支援専門員は、障害児等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、相談支援専門員は、当該障害児等が居住する地域の指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供することにより、障害児等にサービスの選択を求めるべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、障害児等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる障害児支援利用計画案を最初から提示することがあってはならない。</p>
⑦ (略)	<p>⑦ アセスメントの実施 (第2項第5号) 障害児支援利用計画は、個々の障害児の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に先立ち障害児のアセスメントを行わなければならない。</p>

改正後	現 行
<p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p>	<p>アセスメントとは、障害児が既に提供を受けている福祉サービス等や障害児の状況等の障害児を取り巻く環境等の評価を通じて障害児が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、障害児の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。</p> <p>なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その障害児の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑧ アセスメントにおける留意点（第2項第6号）</p> <p>相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、障害児やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。</p> <p>⑨ 障害児支援利用計画案の作成（第2項第7号）</p> <p>相談支援専門員は、障害児支援利用計画が障害児の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、障害児支援利用計画案を作成しなければならない。したがって、障害児支援利用計画案は、障害児及び</p>

改正後	現 行
<p>⑩ (略)</p>	<p>その家族の希望並びに障害児について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。</p> <p>なお、当該障害児支援利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう障害児の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案するものとする。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施により障害児支援利用計画及び指定通所支援の評価を行い得るようにすることが重要である。</p> <p>⑩ 障害児支援利用計画案の説明及び同意(第2項第8号)</p> <p>障害児支援利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、障害児等自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は障害児等の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても障害児等の希望を尊重するとともに、作成された障害児支援利用計画案についても、最終的には、その内容について障害児又はその家族に説明を行った上で文書によって障害児等の同意を得ることを義務づけることにより、障害児等によるサービスの選択やサービス内容等への障害児等の意向の反映の機会を保障するものである。</p>

改正後	現 行
<p>⑪ (略)</p> <p>⑫ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取(第2項第10号)</p> <p>相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い障害児支援利用計画を作成するため、通所給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、通所給付決定の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者(以下「担当者」という。)からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。</p> <p>なお、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)第15条において、指定障害児通所支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記</p>	<p>なお、障害児又はその家族への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる障害児通所給付費等の対象となるか区分した上で行う必要がある。</p> <p>⑪ 障害児支援利用計画案の交付(第2項第9号)</p> <p>相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、遅滞なく障害児等に交付しなければならない。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、障害児支援利用計画案は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑫ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取(第10号)</p> <p>相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い障害児支援利用計画を作成するため、通所給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、通所給付決定の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者(以下「担当者」という。)からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。</p> <p>なお、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)第15条において、指定障害児通所支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記</p>

改正後	現 行
<p>録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑬ サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の説明及び同意（第2項第11号）</p> <p>相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって障害児等の同意を得なければならない。</p> <p>⑭ 障害児支援利用計画の交付（第2項第12号）</p> <p>相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案について、第11号の障害児等の同意を得た後、障害児支援利用計画を作成した際には、遅滞なく障害児等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>また、相談支援専門員は、担当者に対して障害児支援利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、障害児支援利用計画は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑮ （略）</p>	<p>録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑬ サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の説明及び同意（第11号）</p> <p>相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって障害児等の同意を得なければならない。</p> <p>⑭ 障害児支援利用計画の交付（第12号）</p> <p>相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案について、第11号の障害児等の同意を得た後、障害児支援利用計画を作成した際には、遅滞なく障害児等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>また、相談支援専門員は、担当者に対して障害児支援利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、障害児支援利用計画は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑮ 障害児支援利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第3項第1号）</p> <p>指定障害児相談支援においては、障害児の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせることで障害児に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、障害児の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、障害児支援利用計画の作成後においても、障害児及びその家族、福祉サービスの事業者を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、障害児支援利用計画の実施</p>

改正後	現 行
<p>⑩ (略)</p> <p>⑪ (略)</p>	<p>状況や障害児についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。</p> <p>なお、障害児の解決すべき課題の変化は、障害児に直接サービスを提供する福祉サービス事業を行う者等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該福祉サービスの事業を行う者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、障害児の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑫ モニタリングの実施（第3項第2号）</p> <p>相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児支援利用計画の作成後においても、障害児及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市町村が通所給付決定の際に、障害児等に対して通知するモニタリング期間ごとに、障害児の居宅で面接を行い、その結果を記録することが必要である。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑬ 障害児支援利用計画の変更（第3項第3号）</p> <p>相談支援専門員は、障害児支援利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第1号から第7号及び</p>

改正後	現 行
<p>⑱ (略)</p> <p>⑲ (略)</p> <p>(12) (略)</p>	<p>第10号から第12号までに規定された障害児支援利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。</p> <p>なお、障害児等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、相談支援専門員が障害児の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号（障害児支援利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。</p> <p>⑱ 指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供（第3項第4号）</p> <p>相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されているにもかかわらず、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p> <p>⑲ 指定障害児入所施設等との連携（第3項第5号）</p> <p>相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から障害児相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、指定障害児入所施設等と連携を図るとともに、あらかじめ必要な情報の提供や助言等の援助を行うものとする。</p> <p>(12) 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付（基準第16条）</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から</p>

改正後	現 行
<p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 運営規程 (基準第 19 条) 指定障害児相談支援の事業の適正な運営及び障害児等に対する適切な指定障害児相談支援の提供を確保するため、基準第19条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害児相談支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① (略)</p>	<p>の申出があった場合には、変更後の指定障害児相談支援事業者が滞りなく指定障害児相談支援の業務を行うことができるよう、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(13) 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知 (基準第17条) 法第57条の2第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって障害児相談支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収できるものであり、指定障害児相談支援事業者は、その障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な手段によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。</p> <p>(14) 管理者の責務 (基準第 18 条) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第2章第3節 (運営に関する基準) を遵守させるための指揮命令を行うことを規定したものである。</p> <p>(15) 運営規程 (基準第 19 条) 指定障害児相談支援の事業の適正な運営及び障害児等に対する適切な指定障害児相談支援の提供を確保するため、基準第19条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害児相談支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 従業者の職種、員数及び職務の内容 (第2号) 従業者については、相談支援専門員とその他の従業者に</p>

改正後	現 行
② (略)	<p>区分し、員数及び職務の内容を記載することとする。</p> <p>② 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額(第4号)</p>
③ (略)	<p>指定障害児相談支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び障害児相談支援対象保護者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。</p> <p>障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額については、障害児相談支援給付費(法定代理受領を行わない場合に限る。)のほかに、基準第12条第2項に規定する額を指すものである。</p> <p>③ 通常の事業の実施地域(第5号)</p>
④ (略)	<p>通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。</p> <p>④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類(第6号)</p>
⑤ (略)	<p>指定障害児相談支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。</p> <p>⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項(第7号)</p>
	<p>「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止</p>

改正後	現 行
<p>⑥ <u>その他運営に関する重要事項（第8号）</u> <u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p> <p>(16) (略)</p>	<p>するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害児相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） <p>等を指すものであること。</p> <p>(16) 勤務体制の確保等（基準第20条） 障害児等に対する適切な指定障害児相談支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</p> <p>① 基準第20条第1項は、指定障害児相談支援事業所ごと</p>

改正後	現 行
(17) (略)	<p>に、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。</p> <p>② 同条第2項は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者によって指定障害児相談支援を提供すべきことを規定したものであるが、指定障害児相談支援事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。</p> <p>③ 同条第3項は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</p> <p>(17) 設備及び備品等（基準第21条）</p> <p>① 事務室 指定障害児相談支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定障害児相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>② 受付等のスペースの確保 事務室又は指定障害児相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものと</p>

改正後	現 行
<p>(18) (略)</p> <p>(19) 掲示等（<u>基準第 23 条</u>）</p> <p>① 基準第23条第1項は、基準第5条の規定により指定障害児相談支援の提供開始時に、重要事項（その内容については（1）参照）を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定障害児相談支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても障害児等の保護を図る趣旨である。</p> <p>なお、<u>体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示す</u></p>	<p>し、相談のためのスペース等は障害児等が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。</p> <p>③ 設備及び備品等</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定障害児相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p> <p>(18) 衛生管理等（基準第 22 条）</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。</p> <p>(19) 掲示等（第 23 条）</p> <p>① 基準第23条第1項は、基準第5条の規定により指定障害児相談支援の提供開始時に、重要事項（その内容については（1）参照）を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定障害児相談支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても障害児等の保護を図る趣旨である。</p>

改正後	現行
<p>ること。</p> <p>② 同条第2項は、基本相談支援及び障害児相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、第1項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫することとするが、<u>体制整備加算に関する事項については、第1項による事業所内の掲示だけではなく、公表することが必要となるので留意すること。</u></p> <p>(20) 秘密保持等（基準第24条）</p> <p>① (略)</p> <p>② 同条第2項は、指定障害児相談支援事業者に対して、過去に当該指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、<u>従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。</u></p> <p>③ (略)</p>	<p>② 同条第2項は、基本相談支援及び障害児相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、第1項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。</p> <p>なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。</p> <p>(20) 秘密保持等（基準第24条）</p> <p>① 基準第24条第1項は、指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定障害児相談支援事業者に対して、過去に当該指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、<u>従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。</u></p> <p>③ 同条第3項は、相談支援専門員及び障害児支援利用計画に位置付けられた各福祉サービス等の担当者が、サービス担当者会議等において障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定障害児相談支援事業者等は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族から同意を</p>

改正後	現 行
(21) (略)	<p>得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に障害児及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(21) 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止（基準第26条）</p> <p>① 基準第26条第1項は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者が当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に利益誘導のために特定の福祉サービスの事業を行う者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行うことを禁じるものである。これは、障害児支援利用計画があくまで障害児の解決すべき課題に即したものであることを要求したものである。例えば、指定障害児相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業所の管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指すものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が障害児等に利益誘導のために特定の福祉サービスの事業を行う者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁止した規定である。これも前項と同様、相談支援の公正中立をうたったものであり、例えば、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを利用することを指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行</p>

改正後	現 行
(22) (略)	<p>う者の利用を妨げることを指すものである。</p> <p>③ 同条第3項は、相談支援の公正中立を確保するために、指定障害児相談支援事業者及びその従業者が、障害児等に対して特定の福祉サービスの事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービスの事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を享受してはならないこととしたものである。</p> <p>(22) 苦情解決（基準第27条）</p> <p>① 基準第27条第1項は、障害児等の保護及び適切かつ円滑な指定障害児相談支援及び福祉サービス等の利用に資するため、自ら提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に対する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないこととしたものである。そのために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項を記した文書等に記載して障害児又はその家族に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>② 同条第2項は、苦情に対し指定障害児相談支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定障害児相談支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定障害児相談支援事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サ</p>

改正後	現 行
<p>(23) 事故発生時の対応（基準第28条）</p> <p>障害児等が安心して指定障害児相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しな</p>	<p>サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべきである。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p> <p>③ 同条第3項から第6項までの規定は、住民に最も身近な行政庁である市町村及び市町村の総括的立場にある都道府県が、サービスに関する苦情に対応する必要性が生ずることから、市町村及び都道府県が、指定障害児相談支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言及び報告命令を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> <p>④ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあつせんにできるだけ協力することとしたものである。</p> <p>(23) 事故発生時の対応（基準第28条）</p> <p>障害児等が安心して指定障害児相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準第30条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しな</p>

改正後	現行
<p>なければならない。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定障害児相談支援事業者が定めておくことが望ましいこと。<u>また、事業所にAEDを設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p>	<p>なければならない。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定障害児相談支援事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>② 指定障害児相談支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p> <p>③ 指定障害児相談支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p>なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。</p> <p>(24) 会計の区分（基準第29条）</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。</p> <p>(25) 記録の整備（基準第30条）</p> <p>基準第30条第2項により、指定障害児相談支援事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備え</p>

改正後	現 行
	<p>ておかなければならないこととしたものであること。</p> <ul style="list-style-type: none">① 第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳<ul style="list-style-type: none">イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画ロ アセスメントの記録ハ サービス担当者会議等の記録ニ モニタリングの結果の記録③ 第17条に規定する市町村への通知に係る記録④ 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録⑤ 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）新旧対照表

改正後	現 行
障発0330第16号	障発0330第16号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
一部改正障発0329第20号	一部改正障発0329第20号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
一部改正障発0930第2号	一部改正障発0930第2号
平成25年9月30日	平成25年9月30日
一部改正障発1226第4号	一部改正障発1226第4号
平成26年12月26日	平成26年12月26日
一部改正障発0331第26号	一部改正障発0331第26号
平成27年3月31日	平成27年3月31日
一部改正障発0330第12号	一部改正障発0330第12号
平成28年3月30日	平成28年3月30日
<u>一部改正障発0331第17号</u>	<u>最終改正障発0331第17号</u>
平成29年3月31日	平成29年3月31日
<u>最終改正障発0330第5号</u>	
<u>平成30年3月30日</u>	
都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長	都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取り</p> <p style="padding-left: 2em;">指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、<u>共生型障害児通所支援事業者又は基準該当通所支援事業者</u>（以下「指定障害児通所支</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取り</p> <p style="padding-left: 2em;">指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は基準該当通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）側から</p>

改正後	現 行
<p>援事業者等」という。)側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。)第80条に規定する多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。)として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 届出事項の公開</p> <p>届出事項については、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)を含む。以下同じ。)において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等、<u>共生型障害児通所支援事業所</u>又は基準該当通所支援事業所(以下「指定障害児通所支援事業所等」という。)で掲示すること。</p>	<p>統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。)第80条に規定する多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。)として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。</p> <p>(2) 要件審査</p> <p>届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1月以内とすること(相手方の補正に要する時間は除く)。</p> <p>(3) 届出の受理</p> <p>要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として一件書類を返戻すること。</p> <p>(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期</p> <p>届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定障害児相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合に翌々月から、算定を開始するものとする。</p> <p>2 届出事項の公開</p> <p>届出事項については、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)を含む。以下同じ。)において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等又は基準該当通所支援事業所(以下「指定障害児通所支援事業所等」という。)で掲示すること。</p>

改正後	現 行
3 (略)	<p>3 届出事項に係る事後調査の実施 届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な調査を行うこと。</p>
4 (略)	<p>4 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い</p> <p>(1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこと。この場合、取消しによって当該届出はなかったことになるため、加算等については、当該加算等全体が無効となるものであること。当該届出に関してそれまで受領していた障害児通所給付費又は障害児入所給付費(以下「障害児通所給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害児通所支援事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。</p> <p>(2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。</p>
5 (略)	<p>5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い 指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。</p>

改正後	現 行
<p>6 (略)</p> <p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 算定上の端数処理等について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>(例) 児童発達支援センター（難聴児の場合。利用定員が <u>21人以上30人以下</u>で <u>1,185単位</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の設置する施設の場合所定単位数の $965/1000$ $1,185 \text{ 単位} \times 965/1000 = 1,143.525 \rightarrow 1,144 \text{ 単位}$ ・ 定員超過利用による減算がかかる場合所定単位数の $70/100$ $1,144 \text{ 単位} \times 0.70 = 800.8 \rightarrow 801 \text{ 単位}$ <p>※ $1,185 \times 965/1000 \times 0.70 = 800.4675$ として四捨五入するのではない。</p>	<p>6 通所給付決定保護者等に対する利用料の過払い分の返還</p> <p>4又は5により不当利得金を市町村又は都道府県へ返還することとなった指定障害児通所支援事業所等においては、市町村又は都道府県への返還と同時に、返還の対象となった障害児通所給付費等に係る通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の13又は同法第24条の24の規定により障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなす。以下「通所給付決定保護者等」という。）が支払った利用料の過払い分を、それぞれの通所給付決定保護者等に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては通所給付決定保護者等から受領書を受け取り、当該指定障害児通所支援事業所等において保存しておくこと。</p> <p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 算定上の端数処理等について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>(例) 児童発達支援センター（難聴児及び重症心身障害児以外の場合。利用定員が <u>31人以上40人以下</u>で <u>917単位</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の設置する施設の場合所定単位数の $965/1000$ $917 \text{ 単位} \times 965/1000 = 884.905 \rightarrow 885 \text{ 単位}$ ・ 定員超過利用による減算がかかる場合所定単位数の $70/100$ $885 \text{ 単位} \times 0.70 = 619.5 \rightarrow 620 \text{ 単位}$ <p>※ $917 \times 965/1000 \times 0.70 = 619.4335$ として四捨五入するのではない。</p>

改正後	現 行
<p>なお、サービスコードについては、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。</p> <p>② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる一円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。 (例) 上記①の事例で、このサービスを月に 22 回提供した場合（定員を常に超過している場合、地域区分は<u>2</u>級地）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $801 \text{ 単位} \times 22 \text{ 回} = 17,622 \text{ 単位}$ ・ $17,622 \text{ 単位} \times 10.99 \text{ 円} / \text{単位} = 193,665.78 \text{ 円}$ <p style="text-align: center;"><u>→193,665 円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>なお、サービスコードについては、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。</p> <p>② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる一円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。 (例) 上記①の事例で、このサービスを月に 22 回提供した場合（定員を常に超過している場合、地域区分は<u>1</u>級地）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $620 \text{ 単位} \times 22 \text{ 回} = 13,640 \text{ 単位}$ ・ $13,640 \text{ 単位} \times 11.12 \text{ 円} / \text{単位} = 151,676.8 \text{ 円}$ <p style="text-align: center;"><u>→151,676 円</u></p> <p>(2) 障害児通所支援、指定入所支援、障害福祉サービスとの算定関係について 障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できないものであること。ただし、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできない。また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定することはできない。 例えば、指定入所支援に係る報酬については、1 日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。 また、障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。</p> <p>(3) 障害児通所支援のサービス提供時間について 障害児通所給付費の報酬の算定に当たって、当該障害通所支援に係</p>

改正後	現 行
<p>(4) 定員規模別単価の取扱いについて</p> <p>① (略)</p> <p>② ①にかかわらず、<u>共生型障害児通所支援事業所</u>については、<u>共生型障害児通所支援の利用定員、指定障害児通所支援、指定障害福祉サービスの利用定員又は介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</u></p> <p>多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援、医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関を除く。)、放課後等デイサービス、<u>共生型障害児通所支援</u>、<u>基準該当通所支援</u>、<u>障害児入所支援</u>(指定発達支援医療機関を除く。)</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各</p>	<p>るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。</p> <p>なお、指定障害児通所支援事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、通所給付決定保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があること。</p> <p>(4) 定員規模別単価の取扱いについて</p> <p>① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援(医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。)については、運営規程に定める利用(入所)定員の規模に応じた報酬を算定する。</p> <p>② ①にかかわらず、多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</p> <p>③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。</p> <p>(5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援、医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関を除く。)、放課後等デイサービス、<u>基準該当通所支援</u>、<u>障害児入所支援</u>(指定発達支援医療機関を除く。)</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各</p>

改正後	現 行
<p>種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く。（7）の②を除き、以下同じ。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</p> <p>（例） 利用定員10人の指定児童発達支援事業所において、児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を算定している場合</p> $\cdot \frac{(827 \text{ 単位} + 12 \text{ 単位}) \times 70}{100} = 587.3 \Rightarrow 587 \text{ 単位}$ <p>③ （略）</p> <p>④ （略）</p>	<p>種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く。（7）の②を除き、以下同じ。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</p> <p>（例） 利用定員10人の指定児童発達支援事業所において、児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を算定している場合</p> $\cdot \frac{(620 \text{ 単位} + 12 \text{ 単位}) \times 70}{100} = 442.4 \Rightarrow 442 \text{ 単位}$ <p>③ 指定障害児通所支援事業所等の利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成24年厚生労働省告示第271号。以下「第271号告示」という。）の規定に基づき、障害児通所給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>（一） 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 利用定員50人以下の場合</p> <p>1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数。以下この（一）から（三）までにおいて同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この（一）から（三）までにおいて同じ。）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合</p>

改正後	現 行
	<p>1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30人×22日×3月=1,980人 ・ 1,980人×1.25=2,475人(受入可能延べ障害児数) <p>※ 3月間の総延べ障害児数が2,475人を超える場合に減算となる。</p> <p>ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。</p> <p>(三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い 多機能型事業所における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一)及び(二)と同様とする。</p> <p>ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあつては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。</p> <p>(例1) 利用定員30人の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 →10人×150%=15人(利用定員を超える受入可能人数5人) ・ 生活介護 →20人×150%=30人(利用定員を超える受入可能人数)

改正後	現 行
<p>⑤ (略)</p>	<p>10人) サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援→15人 ・ 生活介護→30人 <p>(例2) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 →10人×22日×3月=660人 660人×125%=825人(利用定員を超える受入可能人数→825人-660人=165人) ・ 生活介護 →20人×22日×3月=1,320人 1,320人×125%=1,650人(利用定員を超える受入可能人数→1,650人-1,320人=330人) <p>サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援→825人 ・ 生活介護→1,650人 <p>⑤ 障害児入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 入所定員50人以下の場合 1日の障害児の数が、入所定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>イ 入所定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、入所定員に、当該入所定員から50を差し引いた数に100分の5を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、入所定員に開所日数</p>

改正後	現 行
<p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(6) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く。)放課後等デイサービス、<u>基準該当通所支援(指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定(第71条の6において準用する場合を含む。))による基準該当通所支援(以下「みなし基準該当通所支</u></p>	<p>を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(例) 入所定員50人の施設の場合 $(50人 \times 31日) + (50人 \times 30日) + (50人 \times 31日) = 4,600人$ $4,600人 \times 105\% = 4,830人$ (受入可能延べ障害児数) ※ 3月間の総延べ障害児数が4,830人を超える場合に減算となる。</p> <p>⑥ 障害児の数の算定に当たっての留意事項 ④及び⑤における障害児の数の算定に当たっては、次の(一)又は(二)に該当する障害児を除くことができるものとする。 また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。 (一) 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合 (二) 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合</p> <p>⑦ 都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害児通所支援事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 なお、指定障害児通所支援事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、処遇等について十分配慮すること。</p> <p>(6) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く。)放課後等デイサービス、基準該当通所支援</p>

改正後	現 行
<p>援」という。以下同じ。)を除く。)、居宅訪問型児童発達支援、 <u>保育所等訪問支援</u></p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の欠如に ついて</u></p> <p>ア <u>減算が適用される月から3月未満の月については、所定単 位数の100分の70とする。</u></p> <p>イ <u>減算が適用される月から連続して3月以上の月につい ては、所定単位数の100分の50とする。</u></p> <p>(二) <u>児童発達支援管理責任者の人員欠如について</u></p> <p>ア <u>減算が適用される月から5月未満の月については、所定単 位数の100分の70とする。</u></p> <p>イ <u>減算が適用される月から連続して5月以上の月につい ては、所定単位数の100分の50とする。</u></p> <p><u>なお、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援につい ては、(二)のみ適用される。</u></p> <p>※ <u>(一)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算がなされる前 の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算す るものではないことに留意すること。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>② 算定される単位数</p> <p><u>所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各 種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計 数の100分の70となるものではないことに留意すること。</u></p> <p>③ 指定障害児通所支援事業所における従業者の員数が、指定通所基 準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如 については、通所報酬告示及び第271号告示の規定に基づき、障害 児通所給付費等を減額することとしているところであるが、これ は、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害 児通所支援事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるもの とする。</p> <p>④ 人員欠如減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者については、 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合 には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障 害児全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合に あっては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。</p>

改正後	現 行
<p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(7) 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援、医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童</p>	<p>(二)、(三)及び(四)において同じ。)について減算される。</p> <p>また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>(二) (一)以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>(三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>(四) 多機能型事業所であって、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。</p> <p>⑤ 人員基準については、指定通所基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定通所基準に規定する人員基準に対応する所定単位数（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を算定している場合にあっては、当該加算を合算した単位数）を基にして減算を行うものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(7) 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援、医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支</p>

改正後	現 行
<p><u>発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）</u>、<u>基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）</u></p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) <u>減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</u></p> <p>(二) <u>減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</u></p> <p>※ (一) 及び (二) <u>当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）及び訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</u></p> <p>(例) 保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）を算定している場合</p> $\cdot \frac{(988 \text{ 単位} + 679 \text{ 単位}) \times 70}{100}$ $= 1,166.9 \Rightarrow 1,167 \text{ 単位}$ <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、<u>基準該当通所支援</u></p> <p>② 算定される単位数</p> <p><u>所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）及び訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。</u></p> <p>(例) 保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）を算定している場合</p> $\cdot \frac{(916 \text{ 単位} + 375 \text{ 単位}) \times 95}{100}$ $= 1,226.45 \Rightarrow 1,226 \text{ 単位}$ <p>③ 通所支援計画又は入所支援計画（以下「通所支援計画等」という。）未作成減算については、指定通所基準等の規定に基づき、通所支援計画等の作成が適切に行われていない場合に、通所報酬告示等の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは通所支援計画等に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害児通所支援事業所等は、指定通所基準等の通所支援計画等に係る規定を遵守しなければならないものとする。</p> <p>④ 通所支援計画等未作成減算の具体的取扱い</p> <p>具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算するものであること。</p> <p>(一) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていないこと。</p> <p>(二) 指定通所基準又は指定入所支援基準に規定する通所支援計</p>

改正後	現 行
<p>⑤ (略)</p> <p>(8) 質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、 基準該当通所支援</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算(児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)を除く。)がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 質の評価及び改善の内容(以下「自己評価結果等」という。)未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。</p> <p>④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。</p> <p>⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p>	<p>画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p> <p>⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(9) <u>身体拘束等にかかる記録が未作成の場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>① <u>対象となる支援</u> <u>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、共生型障害児通所支援</u></p> <p>② <u>算定される単位数</u> <u>1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u></p> <p>③ <u>当該減算については、事業所等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等、指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>④ <u>都道府県知事は、当該記録の未作成が継続する場合には、記録の作成を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</u></p> <p>(10) <u>複数の減算事由に該当する場合の取扱い</u> <u>複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。</u> <u>(例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人</u></p>	<p>(8) <u>複数の減算事由に該当する場合の取扱い</u> <u>複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。(所定単位数の100分の70×100分の70=所定単位数の100分の49の報酬を算定するものではないこと。)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合</u> → <u>所定単位数の100分の50の報酬を算定</u></p> <p>(例2) <u>定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合</u> → <u>所定単位数の100分の70の報酬を算定</u></p> <p>なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。</p> <p>2 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>① 児童発達支援給付費の区分について</p> <p>児童発達支援給付費の区分については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 通所報酬告示第1の1のハを算定する場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）</u>、児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、<u>看護職員</u>、機能訓練担当職員はそれぞれ1人以上であること。</p>	<p>なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。</p> <p>2 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>① 児童発達支援給付費の区分について</p> <p>児童発達支援給付費の区分については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第1の1のイを算定する場合</p> <p>ア (二)又は(三)に該当しない障害児であること。</p> <p>イ 児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p>(二) 通所報酬告示第1の1のロを算定する場合</p> <p>ア 障害児が難聴児であること。</p> <p>イ 児童指導員及び保育士、言語聴覚士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士は4人以上であること。</p> <p>(三) 通所報酬告示第1の1のハを算定する場合</p> <p>ア 障害児が重症心身障害児であること。</p> <p>イ <u>看護師</u>、児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、<u>看護師</u>、機能訓練担当職員はそれぞれ1人以上であること。</p>

改正後	現 行
<p>(四) <u>通所報酬告示第1の1のニ(1)を算定する場合</u> ア (五)に該当しない障害児について算定すること。 イ 次の(i)及び(ii)又は(iii)に該当すること。 <u>(i) 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</u> <u>(ii) 障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が70%以上であること。</u> <u>(iii) 指定通所基準第5条第3項の基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(四の二) 通所報酬告示第1の1のニ(2)を算定する場合</u> ア (五)に該当しない障害児について算定すること。 イ <u>指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</u></p> <p>(五) 通所報酬告示第1の1のホを算定する場合 ア (略) イ <u>指定通所基準第5条第3項の基準を満たしていること。</u></p> <p>(五の二) (略)</p> <p><u>(五の三) 通所報酬告示第1の1のへを算定する場合</u> <u>指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。</u></p>	<p>(四) 通所報酬告示第1の1のニを算定する場合 ア (五)に該当しない障害児について算定すること。 イ <u>指定児童発達支援の単位であって、指導員又は保育士若しくは機能訓練担当職員の員数の総数が、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。</u> <u>(i) 障害児の数が10人以下の指定児童発達支援の単位にあつては、2人以上</u> <u>(ii) 障害児の数が11人以上の指定児童発達支援の単位にあつては、2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること</u> ウ <u>指定通所基準第54条の2の規定による基準該当児童発達支援事業所又は第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当児童発達支援事業所(以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。)について算定すること。</u></p> <p>(五) 通所報酬告示第1の1のホを算定する場合 ア 障害児が重症心身障害児であること。 イ <u>嘱託医、看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員をそれぞれ1人以上配置していること。</u></p> <p>(五の二) 通所報酬告示第1の1の注2の2を算定する場合 ア 通所報酬告示第1の1のニを算定していること。 イ 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数のうち、1以上が児童指導員、保育士又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下「基礎研修修了者」という。)若しくは行動援護従業者養成研修修了者(以下「児童指導員等」という。)であること。</p>

改正後	現 行
<p>(五の四) <u>通所報酬告示第1の1のト(1)を算定する場合</u> 指定通所基準第54条の6から第54条の9までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p>(五の五) <u>通所報酬告示第1の1のト(2)を算定する場合</u> 指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p>(六) (略)</p> <p>(七) <u>報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について</u> <u>報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</u> <u>ア 当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の延べ利用人数を用いる。</u> <u>イ (四)を算定するには、小学校就学前の障害児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除し</u></p>	<p>(六) 営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について 運営規程等に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここでの「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p>ウ 算定される単位数は4時間未満の場合は所定単位数の100分の70とし、4時間以上6時間未満の場合には所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p>

改正後	現 行
<p><u>て得た数が70%以上であること。</u> <u>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</u></p> <p>ウ <u>多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、児童発達支援の報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。</u></p> <p>エ <u>新設、増改築等の場合の障害児の数については、</u> <u>(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数(契約者数)に占める小学校就学前の障害児の割合により報酬区分を判定することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における障害児の延べ利用人数により算出すること。</u> <u>(ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。</u> <u>(iii) これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長)が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。</u></p> <p>オ <u>報酬区分の導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあつては、平成30年4月1日時点の在籍者数(契約者数)に占める小学校就学前の障害児の割合により報酬区分を判定すること。また、導入後3月経過後は、3月における障害児の延べ利用人数により算出す</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ること。</u></p> <p>② 削除</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>児童指導員等加配加算 (I) の取扱い</u> 通所報酬告示第1の1の注8の<u>児童指導員等加配加算 (I)</u>は、指定児童発達支援事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数に加え、<u>理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者</u>を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) <u>通所報酬告示第1の1の注8のイを算定する場合</u> <u>以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</u> <u>ア 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を提供していること。</u> <u>イ (二) 又は (三) に該当しないこと。</u></p>	<p>② <u>児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第1の1の注6の児童発達支援管理責任者専任加算については、児童発達支援管理責任者を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。)</u>について加算することとしているが、<u>管理者を兼務している者についても算定できるものとする。</u> <u>ただし、児童発達支援センターにおいて、管理者と兼務している者については加算の算定要件は満たさないことに留意すること。</u></p> <p>③ <u>人工内耳装用児支援加算の取扱い</u> 通所報酬告示第1の1の注7の人工内耳装用児支援加算については、指定児童発達支援事業所(主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。)において、人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に加算するものであること。</p> <p>④ <u>指導員加配加算の取扱い</u> 通所報酬告示第1の1の注8の<u>指導員加配加算</u>は、指定児童発達支援事業所(<u>児童発達支援センターを除く。</u>)において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数に加え、<u>指導員等</u>を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) <u>通所報酬告示第1の1の注8のイについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u> <u>ア 通所報酬告示第1の1の注2の2の加算を算定している事業所において、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、指導員等を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。</u> <u>イ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数とアの加配職員の総数のうち、児童指導員等を2名以上配置</u></p>

改正後	現 行
<p>ウ <u>児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p>(二) <u>通所報酬告示第1の1の注8のロを算定する場合以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を提供していること。</u></p> <p>イ <u>児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p>(三) <u>通所報酬告示第1の1の注8のハを算定する場合以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を提供していること。</u></p> <p>イ <u>児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p>(四) <u>通所報酬告示第1の1の注8のニを算定する場合以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>(五)に該当しないこと。</u></p> <p>イ <u>児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p>ウ <u>(1)又は(2)を算定する場合にあっては、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p>(五) <u>通所報酬告示第1の1の注8のホを算定する場合以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条</u></p>	<p><u>(常勤換算による算定)していること。</u></p> <p>(二) <u>通所報酬告示第1の1の注8のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>通所報酬告示第1の1の注8のイを算定していないこと。</u></p> <p>イ <u>児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、指導員等を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を提供していること。</u></p> <p><u>イ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p><u>④の2 児童指導員等加配加算（Ⅱ）の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第1の1の注9の児童指導員等加配加算（Ⅱ）は、指定児童発達支援事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数及び通所報酬告示第1の1の注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>（一） 以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 通所報酬告示第1の1のニ（1）を算定していること。</u></p> <p><u>イ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数及び通所報酬告示第1の1の注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p><u>ウ イ又はロを算定する場合にあっては、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p><u>（二） 通所支援計画を作成していない場合は算定できないこと。</u></p> <p><u>④の3 看護職員加配加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第1の1の注10の看護職員加配加算については、次のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>（一） 看護職員加配加算（Ⅰ）</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>以下のア又はイのいずれか及びウを満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 児童発達支援センター又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（いずれもイの場合を除く。）にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、第269号告示別表第一における判定スコア（以下「医療的ケアに関する判定スコア」という。）にある状態のいずれかに該当する障害児の数が1以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>イ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数（主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設であって定員5名の事業所に限り、16点以上の障害児については当該障害児1人で2人分として算定すること。）が5以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>ウ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</u></p> <p><u>(二) 看護職員加配加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>以下のア又はイのいずれか及びウを満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 児童発達支援センター又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（いずれも</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>イの場合を除く。）にあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>イ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設にあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が9以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>ウ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</u></p> <p>(三) <u>看護職員加配加算 (Ⅲ)</u></p> <p><u>以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 児童発達支援センター又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（いずれも主として重症心身障害児を通わせる場合を除く。）にあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を3名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が9以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</u></p> <p>(四) (一) から (三) については、いずれか1つを算定するも</p>	

改正後	現 行
<p><u>のであること。</u></p> <p><u>(五) (一) から (三) における障害児の数の算出方法については、以下のとおり扱うこととする。</u></p> <p><u>ア 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。</u></p> <p><u>イ 医療的ケアに関する判定スコアにある状態のいずれかに該当する障害児又は医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児（以下「医療的ケアが必要な障害児」という。）の当該年度の前年度の延べ利用人数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。</u></p> <p><u>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</u></p> <p><u>ウ 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケアが必要な障害児については、障害児の数を合算して算出すること。</u></p> <p><u>エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、</u></p> <p><u>(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケアが必要な障害児の数により判断することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を1年間の開所日数で除して得た数とする。</u></p>	

改正後	現 行
<p>(ii) <u>定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</u></p> <p>(iii) <u>これにより難い合理的な理由がある場合であつて、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。</u></p> <p>オ <u>加算創設当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあつては、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケアが必要な障害児の数により判断すること。また、導入後3月経過後は、3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</u></p> <p>④の4 <u>共生型サービス体制強化加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第1の1の注11の共生型サービス体制強化加算については、次のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) <u>通所報酬告示第1の1の注11のイを算定する場合</u> <u>児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1名以上配置（いずれも兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p>(二) <u>通所報酬告示第1の1の注11のロを算定する場合</u> <u>児童発達支援管理責任者を1名以上配置（兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p>(三) <u>通所報酬告示第1の1の注11のハを算定する場合</u> <u>保育士又は児童指導員を1名以上配置（いずれも兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p>	

改正後	現 行
<p>(四) <u>地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</u></p> <p>(五) <u>(一) から (三) については、いずれか1つを算定するものであること。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑤の2 事業所内相談支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の2の2の事業所内相談支援加算については、次のとおり取り扱うこととする。 (一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行った場合(次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。)に月1回に限り、算定するものであること。 ア (略)</p>	<p>⑤ 家庭連携加算の取扱い 通所報酬告示第1の2の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。 なお、保育所又は学校等（以下「保育所等」という。）の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。</p> <p>⑤の2 事業所内相談支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の2の2の事業所内相談支援加算については、次のとおり取り扱うこととする。 (一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行った場合(次のアからウのいずれかに該当する場合を除く。)に月1回に限り、算定するものであること。 ア 相談援助が30分に満たない場合 イ 相談援助が児童発達支援を受けている時間と同一時間帯</p>

改正後	現 行
<p>イ 当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p>	<p>である場合</p> <p>ウ 当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合</p> <p>(二) 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(三) 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいような周囲の環境等に十分配慮すること。</p> <p>⑥ 訪問支援特別加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の3の訪問支援特別加算については、指定障害児通所支援事業者等の利用により、障害児の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に当該指定障害児通所支援事業所等を利用していた障害児が、最後に当該指定障害児通所支援事業所等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合、障害児の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定障害児通所支援事業所等を利用するための働きかけ、当該障害児に係る通所支援計画の見直し等の支援を行った場合に加算するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該障害児に係る通所予定日にかかわらず、開所日で5日間をいうものであることに留意すること。</p> <p>なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、通所支援計画に基づいて行われるべき指定児童発達支援等に要する時間に基づき算定されるものであること。</p> <p>また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定障害児通所支援事業所等の利用後、再度5日間以上連続して指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。</p> <p>⑦ 食事提供加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の4の食事提供加算については、児童発達支援センター内の調理室を使用して原則として当該施設が自ら調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差</p>

改正後	現 行
<p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置加算の取扱い 通所報酬告示第1の6の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 福祉専門職員配置等加算 (I) 指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。 なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三)において同じ。)</p> <p>(二) 福祉専門職員配置等加算 (II) 指定通所基準の規定により配置することとされている直接</p>	<p>し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法も認められない。</p> <p>なお、1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えないものである。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第1の5の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担額合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者(18歳以上の利用者の場合は本人)の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 なお、負担額が負担上限月額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置加算の取扱い 通所報酬告示第1の6の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 福祉専門職員配置等加算 (I) 指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であること。 なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三)において同じ。)</p> <p>(二) 福祉専門職員配置等加算 (II) 指定通所基準の規定により配置することとされている直接</p>

改正後	現 行
<p>処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>⑩ (略)</p>	<p>処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>(三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)</p> <p>次のいずれかに該当する場合であること。</p> <p>ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業(旧法施設を含む。)及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。</p> <p>また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。</p> <p>(四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて</p> <p>多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。</p> <p>⑩ 栄養士配置加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の7の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(Ⅰ)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士を、栄養</p>

改正後	現 行
<p>⑪ 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第1の8の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) <u>①の(三)又は(五)を算定している事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度として算定可能とする。</u></p> <p>⑫ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の9の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) <u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和55年厚生省告示第4</u></p>	<p>士配置加算（Ⅱ）の算定に当たっては、非常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）に配置されていること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。</p> <p>なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。</p> <p>⑪ 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第1の8の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>⑫ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の9の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導（以下「特別支援」という。）について算定すること。</p>

改正後	現 行
<p>号)第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導(二)において「特別支援」という。)について算定すること。</p> <p>(二) 特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p> <p>(三) 次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。</p> <p>ア ①の(二)を算定している事業所において、言語聴覚士による訓練を行う場合。</p> <p>イ ①の(三)又は(五)を算定している事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合。</p> <p>ウ 児童指導員等加配加算により理学療法士等(保育士を除く。)を配置している場合</p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>(二) 特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p> <p>(三) 次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。</p> <p>ア ①の(一)を算定している難聴児に対し、言語聴覚士による訓練を行う場合。</p> <p>イ ①の(三)又は(五)を算定している重症心身障害児に対し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訓練を行う場合。</p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>(一) 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。</p> <p>(二) 指定児童発達支援事業所等は、当該障害児に関する必要な</p>

改正後	現 行
<p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p><u>(五) 通所報酬告示第1の10のホ又はヘにおける「1日当たりの訪問時間」については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。</u></p> <p><u>(六) ①の(三)若しくは(五)又は④の3を算定している場合には、当該加算は算定できないものであること。</u></p> <p>⑭ 送迎加算の取扱い 通所報酬告示第1の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) (略)</p> <p><u>(二) 通所報酬告示第1の11の注1の2については、(一)及び④の3を算定している指定児童発達支援事業所において、略</u></p>	<p>情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めるものとする。</p> <p>(三) 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。</p> <p>(四) 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号）を参照のこと。）</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱い 通所報酬告示第1の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 通所報酬告示第1の11のイについては、障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、送迎を行った場合に算定する。ただし、①の(一)又は(二)を算定している場合は、算定できないものであること。</p> <p><u>(二) 通所報酬告示第1の11のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。</u></p> <p><u>(三) 通所報酬告示第1の11のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。</u></p> <p>重症心身障害児の送迎については、①の(三)又は(五)により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事するものに限る。)を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。</p> <p>なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p><u>(四) 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第1の11の注1の2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</u></p> <p>⑮ (略)</p>	<p>重症心身障害児の送迎については、①の(三)又は(五)により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事するものに限る。)を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。</p> <p>なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p><u>(三) 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</u></p> <p>⑮ 延長支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここていう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。</p> <p>ウ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)が1名以上配置していること。</p>

改正後	現 行
<p>⑮の2 関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第1の12の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 関係機関連携加算（I）を算定する場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 児童発達支援計画に関する会議の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。 <u>なお、当該障害児やその家族等が会議に出席できない場合においても、意見を聴取し、その内容を児童発達支援計画に反映させるよう努めること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p>	<p>エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。</p> <p>⑮の2 関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第1の12の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 関係機関連携加算（I）を算定する場合</p> <p>ア 障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、ウの会議の開催に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</p> <p>イ 障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所との連携については加算の対象とはしないものであること。</p> <p>ウ 児童発達支援計画に関する会議の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。</p> <p>エ ウの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。</p> <p>オ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日</p>

改正後	現 行
<p><u>カ 共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していない場合には、算定できないこと。</u></p> <p>(二) (略)</p> <p>⑮の3 <u>保育・教育等移行支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第1の12の3の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型障害児通所支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u> <u>(一) 保育・教育等移行支援加算は、訪問日に算定するものであること。</u> <u>(二) 保育・教育等移行支援加算は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</u> <u>ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合</u></p>	<p>時、その内容の要旨及び児童発達支援計画に反映させるべき内容を記録すること。</p> <p>(二) 関係機関連携加算(Ⅱ)を算定する場合 ア 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。 イ 就学時の加算とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。 ウ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。 エ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。 オ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。</p>

改正後	現 行
<p><u>イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合</u> <u>ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)へ入学する場合</u> <u>エ 死亡退所の場合</u> (三) <u>保育・教育等移行支援加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合は、移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。</u> (四) <u>移行支援の内容は、次のようなものであること。</u> <u>ア 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価</u> <u>イ 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価</u> <u>ウ 具体的な移行先との調整</u> <u>エ 家族への情報提供や移行先の見学調整</u> <u>オ 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達</u> <u>カ 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達</u> <u>キ 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整</u> <u>ク 移行先の受け入れ体制づくりへの協力</u> <u>ケ 相談支援等による移行先への支援</u> <u>コ 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流</u></p> <p>⑯ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</u> 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成30年3月30日付け障障発 0330 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p> <p>(2) <u>医療型児童発達支援給付費</u></p> <p>① <u>家庭連携加算の取扱い</u> 通所報酬告示第2の2の家庭連携加算については、2の(1)の</p>	<p>⑯ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</u> 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成29年3月28日付け障障発 0328 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p> <p>(2) <u>医療型児童発達支援給付費</u></p> <p>① <u>児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第2の1の注4の児童発達支援管理責任者専任加算については、2の(1)の②を準用する。</u></p> <p>② <u>家庭連携加算の取扱い</u> 通所報酬告示第2の2の家庭連携加算については、2の(1)の</p>

改正後	現 行
<p>⑤を準用する。</p> <p>② 事業所内相談支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の2の2の事業所内相談支援加算については、2の(1)の⑤の2を準用する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の8の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った訓練又は心理指導(二)において「特別支援」という。)について算定すること。 (二) 特別支援を行うに当たっては、医療型児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p> <p>⑧の2 (略)</p>	<p>⑤を準用する。</p> <p>②の2 事業所内相談支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の2の2の事業所内相談支援加算については、2の(1)の⑤の2を準用する。</p> <p>③ 訪問支援特別加算の取扱い 通所報酬告示第2の3の訪問支援特別加算については、2の(1)の⑥を準用する。</p> <p>④ 食事提供加算の取扱い 通所報酬告示第2の4の食事提供加算については、2の(1)の⑦を準用する。</p> <p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第2の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑥ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 通所報酬告示第2の6の福祉専門職員配置等加算については、2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑦ 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第2の7の欠席時対応加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>⑧ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の8の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った訓練又は心理指導(以下「特別支援」という。)について算定すること。 (二) 特別支援を行うに当たっては、医療型児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p> <p>⑧の2 送迎加算の取扱い 通所報酬告示第2の8の2の送迎加算については、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定</p>

改正後	現 行
<p>⑧の3 保育職員加配加算</p> <p><u>通所報酬告示第2の8の3の保育職員加配加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) 指定医療型児童発達支援事業所において保育機能の充実を図るために、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる員数に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>(二) <u>通所報酬告示第2の8の3の注2については、指定医療型児童発達支援事業所のうち定員21人以上の事業所において、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる員数に加え、児童指導員又は保育士を2人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所について（一）に加えて加算するものであること。</u></p>	<p>発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 重症心身障害児の送迎については、通所報酬告示第2の1の口により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。</p> <p>なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p>(二) 送迎については、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p>⑧の3 保育職員加配加算</p> <p><u>通所報酬告示第2の8の3の保育職員加配加算は、指定医療型児童発達支援事業所において保育機能の充実を図るために、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる員数に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た定員21人以上の事業所について加算するものであること。</u></p>

改正後	現 行
<p>⑨ (略)</p> <p>⑨の2 (略)</p> <p>⑨の3 保育・教育等移行支援加算の取扱い <u>通所報酬告示第2の9の3の保育・教育等移行支援加算については、2の(1)の⑮の3を準用する。</u></p> <p>⑩ (略)</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1のイ(1)又はロ(1)を算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ <u>次の(i)及び(ii)又は(iii)に該当すること。</u></p> <p><u>(i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めたもの(以下「指標該当児」という。)の占める割合が50%</u></p>	<p>⑨ 延長支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の9の延長支援加算については、2の(1)の⑮を準用する。</p> <p>⑨の2 関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第2の9の2の関係機関連携加算については、2の(1)の⑮の2を準用する。</p> <p>⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 通所報酬告示第2の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ <u>指定放課後等デイサービスの単位であって、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者又は機能訓練担当職員の員数の総数が、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 障害児の数が10人以下の指定放課後等デイサービスの単位にあつては、2人以上。</u></p> <p><u>(ii) 障害児の数が11人以上の指定放課後等デイサービスの単位にあつては、2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること。</u></p>

改正後	現 行
<p>以上であること。</p> <p><u>(iii) 指定通所基準第 66 条第 3 項第 1 号の基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(一の二) 通所報酬告示第 3 の 1 のイ (2) を算定する場合</u></p> <p><u>ア (二) に該当しない障害児について算定すること。</u></p> <p><u>イ 次の (i) から (iii) までのいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>(i) 指定通所基準第 66 条第 1 項第 1 号の基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が 50%以上であること。</u></p> <p><u>(iii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が 3 時間未満であること。</u></p> <p><u>なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に 1 日に設置される単位の数を乗じた数とする。</u></p> <p><u>(例 1) A 標準的なサービス提供時間：4 時間</u> <u>B 1 日に設置される単位の数：1 単位</u> <u>提供時間：A×B= 4 時間</u></p> <p><u>(例 2) A 標準的なサービス提供時間：2 時間</u> <u>B 1 日に設置される単位の数：2 単位</u> <u>提供時間：A×B= 4 時間</u></p> <p><u>(一の三) 通所報酬告示第 3 の 1 のイ (3) 又はロ (2) を算定する場合</u></p> <p><u>ア (二) に該当しない障害児について算定すること。</u></p> <p><u>イ 次の (i) 及び (ii) のいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>(i) 指定通所基準第 66 条第 1 項第 1 号の基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3</u></p>	<p><u>ウ 指定通所基準第 71 条の 2 の規定による基準該当放課後等デイサービス事業所又は指定通所基準第 71 条の 4 において準用する指定通所基準第 54 条の 6 から第 54 条の 8 までの規定による基準該当放課後等デイサービスについて算定すること。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が 50%未満であること。</u></p> <p>(一の四) <u>通所報酬告示第3の1のイ(4)を算定する場合</u></p> <p>ア (二)に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ 次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。</p> <p>(i) <u>指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。</u></p> <p>(ii) <u>障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が 50%未満であること。</u></p> <p>(iii) <u>指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。</u></p> <p><u>なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数とする。</u></p> <p>(二) <u>通所報酬告示第3の1のハを算定する場合</u></p> <p>ア 障害児が重症心身障害児であること。</p> <p>イ <u>指定通所基準第六十六条第三項の基準を満たしていること。</u></p> <p>(二の二) <u>通所報酬告示第3の1のニを算定する場合</u></p> <p><u>指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。</u></p> <p>(二の三) <u>通所報酬告示第3の1のホ(1)を算定する場合</u></p> <p><u>指定通所基準第71条の3から第71条の6までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。</u></p> <p>(二の四) <u>通所報酬告示第3の1のホ(2)を算定する場合</u></p> <p><u>指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。</u></p>	<p>(二) <u>通所報酬告示第3の1のロを算定する場合</u></p> <p>ア 障害児が重症心身障害児であること。</p> <p>イ <u>嘱託医、看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員をそれぞれ1名以上配置していること。</u></p>

改正後	現 行
<p>(三) 通所報酬告示第3の1の注3又は注4を算定する場合 ア 通所報酬告示第3の1のイ又はロを算定していること。 イ (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) <u>報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について</u> <u>報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</u> ア <u>当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。</u> イ <u>(一)又は(一の二)を算定するには、指標該当児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が50%以上であること。</u> <u>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</u> ウ <u>多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、放課後等デイサービスの報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。</u> エ <u>新設、増改築等の場合の障害児の数については、</u> (i) <u>新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。また、新設又は増改築</u></p>	<p>(三) 通所報酬告示第3の1の注3又は注4を算定する場合 ア 通所報酬告示第3の1のイを算定していること。 イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数のうち、1以上が児童指導員等であること。</p> <p>(四) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について 通所報酬告示第3の1の注6の開所時間減算については、2の(1)の①(六)を準用する。</p>

改正後	現 行
<p><u>の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における障害児の延べ利用人数により算出すること。</u></p> <p>(ii) <u>定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。</u></p> <p>(iii) <u>これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。</u></p> <p>オ <u>報酬区分の導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあつては、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定すること。また、導入後3月経過後は、3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。</u></p> <p>カ <u>平成31年3月31日までの間は、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上とあるのは、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上又はこれに準ずる状態とすること。</u></p> <p>② <u>児童指導員等加配加算（Ⅰ）の取扱い</u> <u>通所報酬告示第3の1の注8の児童指導員等加配加算（Ⅰ）は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従</u></p>	<p>② <u>児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第3の1の注7の児童発達支援管理責任者専任加算については、2の（1）の②を準用する。</u></p> <p>③ <u>指導員加配加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第3の1の注8の指導員加配加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとし</u></p>

改正後	現 行
<p>業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1の注8のイについては、以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア (二)に該当しないこと。</p> <p>イ 通所報酬告示第3の1の注3又は注4の加算を算定している事業所において、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、<u>理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者</u>を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>ウ (1)又は(2)を算定する場合にあっては、<u>放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士</u>を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>(二) 通所報酬告示第3の1の注8のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア <u>通所報酬告示第3の1のハを算定していること。</u></p> <p>イ <u>放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者</u>を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>③ <u>児童指導員等加配加算（Ⅱ）</u>の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の1の注9の<u>児童指導員等加配加算（Ⅱ）</u>は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な員数及び通所報酬告示第3の1の注8の加算の算定に必要な理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、<u>理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者</u>を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p>	<p>て都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1の注8のイについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 通所報酬告示第3の1の注3又は注4の加算を算定している事業所において、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、<u>児童指導員等</u>を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数とアの加配職員の総数のうち、<u>児童指導員等</u>を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>(二) 通所報酬告示第3の1の注8のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア <u>通所報酬告示第3の1の注8のイを算定していないこと。</u></p> <p>イ <u>放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、その他の従業者</u>を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p><u>なお、ここでいう「その他の従業者」は、児童発達支援給付費における「指導員等」と同義であること。</u></p>

改正後	現 行
<p>(一) 以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p><u>ア 通所報酬告示第3の1のイの(1)若しくは(2)又はロの(1)を算定していること。</u></p> <p><u>イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数及び通所報酬告示第3の1の注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。</u></p> <p><u>ウ イ又はロを算定する場合にあっては、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置(常勤換算による算定)していること。</u></p> <p>(二) <u>通所支援計画を作成していない場合は算定できないこと。</u></p> <p>④ <u>看護職員加配加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第3の1の注10の看護職員加配加算については、次のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) <u>看護職員加配加算(I)</u></p> <p><u>以下のア又はイのいずれか及びウを満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 放課後等デイサービス事業所(イに該当する場合を除く)にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置(常勤換算による算定)し、医療的ケアに関する判定スコアにある状態のいずれかに該当する障害児の数が1以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>イ 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置(常勤換算による算定)し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数(定員5名の事業所に限り、16点以上の障害児については当該障害児1名で2名分として算定すること。)が</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>5以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>ウ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</u></p> <p><u>(二) 看護職員加配加算 (II)</u></p> <p><u>以下のア又はイのいずれか及びウを満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 放課後等デイサービス事業所 (イに該当する場合を除く) にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置 (常勤換算による算定) し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>イ 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置 (常勤換算による算定) し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が9以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>ウ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</u></p> <p><u>(三) 看護職員加配加算 (III)</u></p> <p><u>以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 放課後等デイサービス事業所 (イに該当する場合を除く) にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を3名以上配置 (常勤換算による算定) し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が9以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>所について加算するものであること。</u> <u>イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</u></p> <p><u>(四) (一) から (三) については、いずれか1つを算定するものであること。</u></p> <p><u>(五) 障害児の数の算出方法については、2の(1)の④の3の(五)を準用する。</u></p> <p>⑤ 共生型サービス体制強化加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の1の注11の共生型サービス体制強化加算については、2の(1)の④の4を準用する。</u></p> <p>⑥ 家庭連携加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の2の家庭連携加算については、2の(1)の⑤を準用する。</u></p> <p>⑦ 事業所内相談支援加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の2の2の事業所内相談支援加算については、2の(1)の⑤の2を準用する。</u></p> <p>⑧ 訪問支援特別加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の3の訪問支援特別加算については、2の(1)の⑥を準用する。</u></p> <p>⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</u></p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の5の福祉専門職員配置加算については、2の(1)の⑨を準用する。</u></p> <p>⑪ 欠席時対応加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の6の欠席時対応加算については、2の(1)の⑩を準用する。</u></p> <p>⑫ 特別支援加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の7の特別支援加算については、2の(1)の</u></p>	<p>④ 家庭連携加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の2の家庭連携加算については、2の(1)の⑤を準用する。</u></p> <p>④の2 事業所内相談支援加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の2の2の事業所内相談支援加算については、2の(1)の⑤の2を準用する。</u></p> <p>⑤ 訪問支援特別加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の3の訪問支援特別加算については、2の(1)の⑥を準用する。</u></p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</u></p> <p>⑦ 福祉専門職員配置等加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の5の福祉専門職員配置加算については、2の(1)の⑨を準用する。</u></p> <p>⑧ 欠席時対応加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の6の欠席時対応加算については、2の(1)の⑩を準用する。</u></p> <p>⑨ 特別支援加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の7の特別支援加算については、2の(1)の</u></p>

改正後	現 行
<p>⑫を準用する。</p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱い 通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、2の(1)の⑬を準用する。</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱い 通所報酬告示第3の9の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) (略)</p> <p><u>(二) 通所報酬告示第3の9の注1の2については、(一)及び④を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、喀痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。</u></p> <p><u>(三) 通所報酬告示第3の9のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。</u> また、重症心身障害児の送迎については、通所報酬告示第3の1のハにより評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。 なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p><u>(四) 送迎については、指定放課後等デイサービス事業所等と居宅又は学校までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</u></p> <p>(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、</p>	<p>⑫を準用する。</p> <p>⑩ 医療連携体制加算の取扱い 通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、2の(1)の⑬を準用する。</p> <p>⑪ 送迎加算の取扱い 通所報酬告示第3の9の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の9のイについては、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、送迎を行った場合に算定する。</p> <p><u>(二) 通所報酬告示第3の9のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。</u> また、重症心身障害児の送迎については、通所報酬告示第3の1のロにより評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。 なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p><u>(三) 送迎については、指定放課後等デイサービス事業所等と居宅又は学校までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第3の9の注1の2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</u></p> <p>⑮ 延長支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の10の延長支援加算については、2の(1)の⑮を準用する。</p> <p>⑯ 関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第3の10の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>⑰ 保育・教育等移行支援加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の⑩の3の保育・教育等移行支援加算については、2の(1)の⑮の3を準用する。</u></p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 通所報酬告示第3の11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑯を</p>	<p>⑫ 延長支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の10の延長支援加算については、2の(1)の⑮を準用する。</p> <p>⑫の2 関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第3の10の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 関係機関連携加算(Ⅰ)を算定する場合 2の(1)の⑮の2の(一)を準用する。</p> <p>(二) 関係機関連携加算(Ⅱ)を算定する場合</p> <p>ア 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。</p> <p>イ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。</p> <p>ウ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。</p> <p>エ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。</p> <p>⑬ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 通所報酬告示第3の11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑯を</p>

改正後	現 行
<p>準用する。</p> <p>(4) <u>居宅訪問型児童発達支援給付費</u></p> <p>① <u>訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い</u> <u>通所報酬告示第4の1の注2の訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者であって、次の（一）又は（二）のいずれかの職員が配置されているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>（一） 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者</u></p> <p><u>（二） 障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者</u></p> <p>② <u>特別地域加算の取扱い</u> <u>特別地域加算を算定する利用者に対して、指定通所基準第71条の13第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えて支援を提供した場合、指定通所基準第71条の12第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</u></p> <p>③ <u>通所施設移行支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第4の2の通所施設移行支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>（一） 居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児が通所支援事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものであること。</u></p> <p><u>（二） 通所施設移行支援加算の対象となる支援を行った場合は、支援を行った日及び支援の内容の要点に関する記録を行うこと。</u></p>	<p>準用する。</p>

改正後	現 行
<p>④ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</u></p> <p>⑤ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第4の4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。</u></p> <p>(5) <u>保育所等訪問支援給付費</u></p> <p>① <u>訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い</u> <u>通所報酬告示第5の1の注1の2の訪問支援員特別加算については、2の(4)の①を準用する。</u></p> <p>② <u>特別地域加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第5の1の注1の2の訪問支援員特別加算については、2の(4)の②を準用する。</u></p>	<p>(4) <u>保育所等訪問支援給付費</u></p> <p>① <u>訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い</u> <u>通所報酬告示第4の1の注1の2の訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者であつて、次の(一)又は(二)のいずれかの職員が配置されているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者</u></p> <p><u>(二) 障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者</u></p> <p>② <u>児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第4の1の注3の児童発達支援管理責任者専任加算については、2の(1)の②を準用する。</u></p> <p>③ <u>特別地域加算の取扱い</u> <u>特別地域加算を算定する利用者に対して、指定通所基準第78条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えて支援を提供した場合、指定通所基準第77条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</u></p>

改正後	現 行
<p>④ 初回加算の取扱い <u>通所報酬告示第5の1の2の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u> <u>(一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。</u> <u>ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</u> <u>(二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</u></p> <p>⑤ 家庭連携加算の取扱い <u>通所報酬告示第5の1の3の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。</u> <u>なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できないこと。</u></p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い <u>通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</u></p> <p>⑦ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い <u>通所報酬告示第5の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。</u></p>	<p>④ 利用者負担上限額管理加算の取扱い <u>通所報酬告示第4の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</u></p> <p>⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い <u>通所報酬告示第4の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。</u></p>

改正後	現 行
<p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>① (略)</p> <p>② 職業指導員加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注4の職業指導員加算は、職業指導に必要な設備を有する指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する職業指導員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算することとしているが、この職業指導員の取扱いについては、従来と同様に、職業指導の対象障害児数が極端に少ないもの（児童指導員又は保育士の1人当たりの受持数に満たない場合）は加算できないものであること。</p> <p>③ 重度障害児支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算については、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>④ 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注5の2の加算については、次の（一）から（三）までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>① 福祉型障害児入所施設給付費の区分について 福祉型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別及び施設の入所定員に応じ、算定する。</p> <p>② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い <u>入所報酬告示第1の1の注3の児童発達支援管理責任者専任加算は、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所基準に定める児童発達支援管理責任者を、管理者との兼務ではなく専ら当該職務に従事する児童発達支援管理責任者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</u></p> <p>③ 職業指導員加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注4の職業指導員加算は、職業指導に必要な設備を有する指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する職業指導員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算することとしているが、この職業指導員の取扱いについては、従来と同様に、職業指導の対象障害児数が極端に少ないもの（児童指導員又は保育士の1人当たりの受持数に満たない場合）は加算できないものであること。</p> <p>④ 重度障害児支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算については、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>④の2 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注5の2の加算については、次の（一）から（三）までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定していること。</p> <p>(二) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動</p>

改正後	現 行
<p>(三) (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設備及び職員配置基準等を満たす必要があること。なお、従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所については、経過措置として平成31年3月31日までの間は、実践研修修了者又は基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については、加算の対象とする。ただし、経過措置期間中</p>	<p>援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。</p> <p>(三) 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、次のア又はイのいずれかに該当する入所児童に対して支援を行っていること。</p> <p>ア 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる者</p> <p>⑤ 重度重複障害児加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注6の重度重複障害児加算については、加算の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴くこととされたい。また、重度重複障害児加算は、重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設備及び職員配置基準等を満たす必要があること。なお、従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所については、経過措置として平成30年3月31日までの間は、実践研修修了者又は基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については、加算の対象とする。ただし、経過措置期間中</p>

改正後	現 行
<p>であっても、実践研修修了者を配置している場合にあつては、支援計画シート等を作成するよう努めること。</p> <p>また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。</p> <p>なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。</p> <p>同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。</p> <p>⑦ <u>心理担当職員配置加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第1の1の注9の心理担当職員配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p><u>また、入所報酬告示第1の1の注10は、配置した心理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、更に加算するものであること。</u></p> <p>⑧ <u>看護職員配置加算（Ⅰ）の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第1の1の注11の看護職員配置加算（Ⅰ）は、指定福祉型障害児入所施設（主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設を除く。）において、指定入所基準に定める員数に加え、専ら当該施設の職務に従事する<u>看護職員</u>を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>⑧の2 <u>看護職員配置加算（Ⅱ）の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第1の1の注12の看護職員配置加算（Ⅱ）は、以</p>	<p>であっても、実践研修修了者を配置している場合にあつては、支援計画シート等を作成するよう努めること。</p> <p>また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。</p> <p>なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。</p> <p>同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。</p> <p>⑦ <u>心理担当職員配置加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第1の1の注9の心理担当職員配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>⑧ <u>看護師配置加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第1の1の注10の看護師配置加算は、指定福祉型障害児入所施設（主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設を除く。）において、指定入所基準に定める員数に加え、専ら当該施設の職務に従事する<u>看護師</u>を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p>

改正後	現 行
<p>下のおり取り扱うこととする。なお、障害児の数の算出方法については、第2の2(1)の④の3を準用する。</p> <p>(一) <u>主として知的障害児又は盲児若しくはろうあ児を入所させる施設であつては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</u></p> <p>(二) <u>主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設であつては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</u></p> <p>⑧の3 <u>児童指導員等加配加算の取扱い</u></p> <p><u>入所報酬告示第1の1の注13の児童指導員等加配加算は、指定福祉型障害児入所施設において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) <u>入所報酬告示第1の1の注13のイについては、指定入所基準に定める員数に加え、理学療法士等を1名以上配置(常勤換算による算定)している場合に算定すること。</u></p> <p>(二) <u>通所報酬告示第1の1の注13のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>入所報酬告示第1の1の注13のイを算定していないこと。</u></p> <p>イ <u>指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。</u></p> <p>⑨ (略)</p>	<p>⑨ 入院・外泊時加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の2の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。</p>

改正後	現 行
<p>⑩ (略)</p>	<p>(二) 入院にあつては指定福祉型障害児入所施設の従業者が、特段の事情（障害児の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。）のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日を除く。）について、1日につき所定単位数を算定するものであること。</p> <p>(三) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、(二)の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(四) 障害児の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあつては、当該障害児が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、入所給付決定保護者等の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。</p> <p>ただし、この場合に、入院・外泊時加算は算定できないこと。</p> <p>⑩ 自活訓練加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の3の自活訓練加算については、障害児に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うものであり、単に施設内における業務軽減のために使われることのないよう、(一) 個人生活指導、(二) 社会生活指導、(三) 職場生活指導、(四) 余暇の利用指導について180日間の居宅生活移行計画を作成し、自活訓練に当たること。</p> <p>また、1施設当たりの対象者数に制限を設けないが、事業の効果を上げるため、あらかじめ6ヶ月程度の個別訓練を行うことによって地域で自活することが可能と認められる者が対象者であることに留意すること。</p> <p>自活訓練の実施時期については、特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定するなどの配慮を行うこと。なお、自活訓練支援を</p>

改正後	現 行
<p>⑪ (略)</p> <p>⑫ (略)</p>	<p>開始後3年目以降(措置費における知的障害児自活訓練事業を実施していた期間を含む)について、過去2年間の訓練終了者のうち1人以上が退所していない場合は、その翌年度及び翌々年度は算定できない。</p> <p>この事業の実施に当たっては、訓練期間中から対象者が就労退所した後の地域での居住の場の確保に留意するとともに、家族の協力はもちろんのこと、特別支援学校、公共職業安定所、福祉事務所等の関係機関との連携を密にし、対象者が円滑に地域生活移行できるよう万全の配慮をすること。</p> <p>また、2つの単位を設定した趣旨は、同一敷地内に居住のための場所を確保できない施設についても、同一敷地外に借家等を借り上げることにより、事業を実施できるように配慮したものであり、その様な場合には、緊急時においても迅速に対応できる範囲内において、居住のための場所を確保すること。</p> <p>なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において自活訓練を受けた場合に加算を算定できるものとする。</p> <p>⑪ 入院時特別支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の4の入院時支援特別加算については、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院療養が必要な障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日並びに入院外泊時加算が算定される期間を除く。)に応じ、加算する。</p> <p>また、イが算定される場合にあつては少なくとも1回以上、ロが算定される場合にあつては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、イを算定する。</p> <p>⑫ 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、第</p>

改正後	現 行
<p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中<u>2回</u>に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p><u>なお、平成33年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できるとする。</u></p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 死亡退所の場合</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p>	<p>二の2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中<u>1回</u>に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>(二) 地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>イ <u>退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合</u></p> <p>ウ 死亡退所の場合</p> <p>(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。</p> <p>ア 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助</p> <p>ウ 退所する障害児の運動機能及び日常生活動作能力の維持</p>

改正後	現 行
<p>(六) (略)</p> <p>⑭ (略)</p> <p>⑮ (略)</p>	<p>及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助 エ 住宅改修に関する相談援助 オ 退所する障害児の介護等に関する相談援助 (六) 退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。</p> <p>⑭ 栄養士配置加算の取扱い 入所報酬告示第1の7の栄養士配置加算については、第2の2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>⑮ 栄養マネジメント加算の取扱い (一) 栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害児の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施（以下「栄養ケア・マネジメント」という。）を評価しているところである。 (二) 栄養ケア・マネジメントとは、障害児ごとに行われる入所支援計画の一環として行われることに留意すること。 また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として障害児全員に対して実施すべきものであること。 (三) 施設に常勤の管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。 なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。 (四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。 (五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。 ア 障害児ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること（以下「栄養スクリーニング」という。）。 イ 栄養スクリーニングを踏まえ、障害児ごとの解決すべき課題を把握すること（以下「栄養アセスメント」という。）。</p>

改正後	現 行
	<p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、児童発達支援管理責任者その他の職種の者が共同して、障害児ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる障害児の家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定福祉型障害児入所施設においては、栄養ケア計画に相当する内容を入所支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>エ 栄養ケア計画に基づき、障害児ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>オ 障害児ごとの栄養状態に応じて、定期的に、障害児の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した障害児ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、障害児ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い障害児及び栄養補給方法の変更の必要性がある障害児（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い障害児については、概ね3月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い障害児も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、障害児の栄養状態の把握を行うこと。</p> <p>カ 障害児ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。</p>

改正後	現 行
<p>⑩ (略)</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>① (略)</p> <p>①の2 (略)</p>	<p>キ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）第 15 条に規定するサービスの提供の記録において障害児ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が障害児の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために障害児の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>(六) 栄養ケア計画を作成し、障害児の家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。</p> <p>⑩ 小規模グループケア加算の取扱い 入所報酬告示第 1 の 9 の小規模グループケア加算については、障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うものである。 なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において、小規模グループによる指定入所支援を行った場合に加算を算定できるものとし、小規模のグループによるケアに必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 入所報酬告示第 1 の 10 及び 11 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、第二の 2 の (1) の⑩を準用する。</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>① 医療型障害児入所施設給付費の区分について 医療型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別に応じ、算定する。</p> <p>①の2 有期有目的の支援を行う場合の取扱い 入所報酬告示第 2 の 1 のロ又はニの有期有目的の支援を行う場合の医療型障害児入所給付費の区分については、次のとおり取り扱うこととする。</p>

改正後	現 行
<p>② 重度障害児支援加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算については、主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は主として肢体不自由児を入院させる指定発達支援医療機関において、算定できるものであり、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>③ 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い</p>	<p>(一) 有期有目的の支援を行う場合については、地域生活に向けて一定期間において集中的な入所支援を行うとともに、退所後の生活に関し、関係機関との連絡調整並びに障害児及びその家族等に対する相談援助を行うことを評価するものであること。</p> <p>(二) 入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児について算定するものであることから、当該障害児の給付決定期間においては、有期有目的の支援を行うものであり、入所後に有期有目的の支援以外の医療型障害児入所給付費は算定できないものであること。</p> <p>(三) 退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、有期有目的の支援の入所給付決定を改めて受けた上で、算定することが可能であること。</p> <p>(四) なお、給付決定期間の終了時点において、退所に至らず、引き続き入所する必要がある場合は改めて有期有目的の支援の入所給付決定を行うこととしているが、その場合の入所日については、当初の入所給付決定の際に設定した入所日を起算点として、これまでの入所日数を通算した日数に応じた基本報酬を算定すること。</p> <p>② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注3の児童発達支援管理責任者専任加算は、(1)の②を準用する。ただし、指定発達支援医療機関については、算定しないこと。</p> <p>③ 重度障害児支援加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算については、主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は主として肢体不自由児を入院させる指定発達支援医療機関において、算定できるものであり、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>③の2 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い</p>

改正後	現 行
<p>入所報酬告示第2の1の注4の2の加算については、次の(一)から(三)までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>④の2 心理担当職員配置加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注7の心理担当職員配置加算は、指定医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児に対して指定入所支援を行う場合を除く。)において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。 <u>また、入所報酬告示第2の1の注8は、配置した心理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、更に加算するものであること。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>入所報酬告示第2の1の注4の2の加算については、次の(一)から(三)までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>(一) 入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定していること。</p> <p>(二) 実践研修修了者を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。</p> <p>(三) 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする入所児童に対して支援を行っていること。</p> <p>④ 重度重複障害児加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注5の重度重複障害児加算については、(1)の⑤を準用する。ただし、重症心身障害児については、算定しないこと。</p> <p>④の2 心理担当職員配置加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注7の心理担当職員配置加算は、指定医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児に対して指定入所支援を行う場合を除く。)において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>⑤ 自活訓練加算の取扱い 入所報酬告示第2の2の自活訓練加算については、(1)の⑩を準用する。ただし、自閉症児に算定できるものであること。</p> <p>⑥ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 入所報酬告示第2の3の福祉専門職員配置等加算については、第2の2の(1)の⑨を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑥の2 保育職員加配加算の取扱い <u>入所報酬告示第2の3の2の保育職員加配加算は、以下のとおり取り扱うこととする。</u> <u>(一) 指定医療型障害児入所施設において保育機能の充実を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設について加算するものであること。</u> <u>(二) 指定発達支援医療機関において保育機能の充実を図るために、指定入所基準に準じた員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関について加算するものであること。</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p>	<p>⑦ 地域移行加算の取扱い 入所報酬告示第2の4の地域移行加算については、(1)の⑬を準用する。ただし、有期有目的の支援を行う場合については、入所中は算定できないものであること。</p> <p>⑧ 小規模グループケア加算の取扱い 入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算については、(1)の⑭を準用する。</p> <p>⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 入所報酬告示第2の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、(1)の⑰を準用する。</p>
<p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p>	<p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p>

改正後	現 行
<p>1 障害児相談支援費の算定について</p> <p>(1) 基本的な取扱いについて</p> <p>指定障害児相談支援の提供に当たっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「障害児相談支援基準」という。）に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 指定継続障害児支援利用援助</p> <p>(一) （略）</p> <p>(二) 障害児支援利用計画の変更についての①の(一)から(四)に準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで）</p>	<p>1 障害児相談支援費の算定について</p> <p>(1) 基本的な取扱い</p> <p>指定障害児相談支援の提供に当たっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「障害児相談支援基準」という。）に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 指定障害児支援利用援助</p> <p>(一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（第15条第2項第6号）</p> <p>(二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の文書による同意（同項第8号及び第11号）</p> <p>(三) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第9号及び第12号）</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号）</p> <p>② 指定継続障害児支援利用援助</p> <p>(一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（同条第3項第2号）</p> <p>(二) 障害児支援利用計画の変更についての①の(一)～(四)に準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで）</p>

改正後	現 行
<p><u>(2) 取扱件数の取扱いについて</u></p> <p><u>基本単位の障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を区分するための取扱件数については、1月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値（以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という。）を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。</u></p> <p><u>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も取扱件数に含むものとする。</u></p> <p><u>上記方法により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となる。</u></p> <p><u>(3) 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて</u></p> <p><u>障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>分について、障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を割り当てること。</u></p> <p><u>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</u></p> <p><u>(4) 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて</u></p> <p>継続障害児支援利用援助費については、法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。</p> <p><u>(5) 同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合について</u></p> <p>障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支</p>	<p><u>(2) 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱い</u></p> <p>継続障害児支援利用援助費については、法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。</p> <p><u>(3) 同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合</u></p> <p>障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支</p>

改正後	現 行
<p>援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。</p> <p>なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。</p> <p>2 特別地域加算の取扱いについて 障害児相談支援報酬告示1の注5の特別地域加算については、<u>第二の2の(4)の②を準用する。</u></p> <p>3 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 障害児相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、<u>第二の2の(1)の⑧を準用する。</u></p> <p>4 初回加算の取扱いについて 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。</p> <p>(1) 新規に障害児支援利用計画を作成する場合</p> <p>(2) 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援<u>及び</u>障害福祉サービスを利用していない場合</p> <p>5 特定事業所加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p>	<p>であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。</p> <p>なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。</p> <p>2 特別地域加算の取扱い 障害児相談支援報酬告示1の注5の特別地域加算を算定する障害児に対して、<u>障害児相談支援基準第19条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、障害児相談支援基準第12条第2項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</u></p> <p>3 利用者負担上限額管理加算の取扱い 障害児相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、<u>第二の2の(1)の⑧を準用する。</u></p> <p>4 初回加算の取扱いについて 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。</p> <p>(1) 新規に障害児支援利用計画<u>(児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画をいう。)</u>を作成する場合</p> <p>(2) 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合</p> <p>5 特定事業所加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p>

改正後	現 行
<p>特定事業所加算制度は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</p> <p>(2) 基本的取扱方針</p> <p><u>当該加算の対象となる事業所は、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・常勤かつ専従の<u>相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な相談支援事業所であること</u> <p>が必要となるものである。</p> <p>本加算については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを中心とした質の高いマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(3) <u>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）</u>の具体的な運用方針</p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱については、次に定めるところによること。</u></p> <p>① <u>特定事業所加算（I）について</u></p> <p>ア <u>(1) 関係</u></p> <p>常勤かつ専従の相談支援専門員を<u>4名以上</u>配置し、そのうち1</p>	<p>特定事業所加算制度は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</p> <p>(2) 基本的取扱方針</p> <p><u>この特定事業所加算制度の対象となる事業所については、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・常勤かつ専従の<u>相談支援専門員が3名以上配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な相談支援事業所であること</u> <p>が必要となるものである。</p> <p>本加算については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを中心とした質の高いマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(3) <u>厚生労働大臣の定める基準の具体的な運用方針</u></p> <p>各要件の取扱については、次に定めるところによること。</p> <p>① <u>I関係</u></p> <p><u>当該加算を算定する事業所においては、少なくとも常勤かつ専従の</u></p>

改正後	現 行
<p>名以上が主任相談支援専門員であること。なお、<u>3名</u>（主任相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該<u>3名を除く</u>相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>イ <u>(2) 関係</u></p> <p>「<u>障害児及びその家族</u>に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</p> <p>(一) 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ <u>障害児及びその家族</u>からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</p> <p>キ (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>相談支援専門員を<u>3名以上</u>配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。なお、<u>2名</u>（相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員1名以上を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の場合については、当該相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>② <u>ロ関係</u></p> <p>「<u>利用者</u>に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</p> <p>(一) 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</p> <p>ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</p> <p>イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</p> <p>ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</p> <p>エ 保健医療及び福祉に関する諸制度</p> <p>オ アセスメント及び障害児支援利用計画の作成に関する技術</p> <p>カ <u>利用者</u>からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</p> <p>キ その他必要な事項</p> <p>(二) 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならない</p>

改正後	現 行
<p>(三) (略)</p> <p>ウ <u>(3) 関係</u> <u>24時間</u>連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。</p> <p>エ <u>(4) 関係</u> <u>主任相談支援専門員</u>の同行による研修については、<u>主任相談支援専門員</u>が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>オ <u>(5) 関係</u> 特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連携を図らなければならないこと。</p> <p>カ <u>(7) 関係</u> <u>取扱件数</u>については、<u>第四の1の(2)</u>と同様である。</p> <p>② <u>特定事業所加算(Ⅱ)について</u> <u>厚生労働大臣が定める基準第2号ロの(2)</u>については、<u>常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を終了した相談支援専門員であること。ただし、3名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)</u>を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼</p>	<p>こと。</p> <p>(三) 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</p> <p>③ <u>ハ関係</u> <u>二十四時間</u>連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。</p> <p>④ <u>ニ関係</u> <u>相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員</u>の同行による研修については、<u>相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員</u>が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>⑤ <u>ホ関係</u> 特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連携を図らなければならないこと。</p>

改正後	現 行
<p><u>務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ロの(1)及び(3)については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</u></p> <p>③ <u>特定事業所加算(Ⅲ)について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(3)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を終了した相談支援専門員であること。ただし、2名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(1)及び(2)については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>した相談支援専門員と読み替えるものとし、また、平成30年3月31日以前に特定事業所加算を算定していた事業所の場合は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、カの規定は適用しない。</u></p> <p>④ <u>特定事業所加算(Ⅳ)について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第2号ニの(3)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所又は同一敷地内にある指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ニの(1)及び(2)については、①のイ及びエ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</u></p> <p>(4) 手続</p> <p>本加算を取得した障害児相談支援事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存</p>	<p>(4) 手続</p> <p>本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長</p>

改正後	現 行
<p>するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>6 入院時情報連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p><u>障害児相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児及びその保護者の心身の状況（例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における障害児の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいう。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p><u>当該加算は、次に掲げる区分に応じ、障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度として算定する。</u></p> <p>① <u>入院時情報連携加算（Ⅰ）</u></p> <p><u>医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</u></p> <p>② <u>入院時情報連携加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</u></p> <p>(3) 手続</p> <p><u>情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。なお、情報提供の方法としては、障害児支援利用計画等の活用が考えられる。</u></p> <p>7 退院・退所加算の取扱いについて</p>	<p>等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>

改正後	現 行
<p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>病院若しくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしていた障害児が退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、当該障害児の保護者が障害児通所支援の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定できない。</u></p> <p><u>なお、障害児及びその家族に関する必要な情報とは、第四の6の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</u></p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できるものであること。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p><u>退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。</u></p> <p><u>8 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。</u></p> <p><u>ア 障害児が利用する病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</u></p> <p><u>イ 連携先と面談するに当たっては、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。</u></p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p><u>第四の7の(3)の規定を準用する。</u></p> <p><u>9 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児相談支援対象保護者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。</u></p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p><u>サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p><u>10 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、サービス提供場を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</u></p> <p><u>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。</u></p> <p><u>ア 障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況</u></p>	

改正後	現 行
<p>イ サービス提供時の障害児の状況</p> <p>ウ その他必要な事項</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p><u>1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。</u></p> <p>(3) 手続</p> <p><u>(1)における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p>11 行動障害支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p><u>当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</u></p> <p><u>なお、強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。</u></p> <p>(2) 手続</p> <p><u>この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u></p>	

改正後	現 行
<p>12 <u>要医療児者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</u></p> <p><u>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記15に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</u></p> <p><u>なお、医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</u></p> <p><u>(2) 手続</u></p> <p><u>第四の12の(2)の規定を準用する。</u></p> <p>13 <u>精神障害者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれ</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>に応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</u></p> <p><u>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記 17 に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 26 に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</u></p> <p><u>なお、精神障害を有する障害児の保護者から利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</u></p> <p><u>(2) 手続</u></p> <p><u>第四の12の(2)の規定を準用する。</u></p> <p><u>14 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児の保護者からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に障害児相談支援対象保護者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。</u></p> <p><u>また、当該加算は、他の指定障害児相談支援事業所において指定障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該障害児が指定短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものであること。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p><u>当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p><u>15 地域体制強化共同支援加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u></p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に対して、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養や又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するものである。</u></p> <p><u>なお、当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に係る支援等を行う指定障害児相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</u></p> <p><u>なお、協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p><u>当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない</u></p>	

改正後	現 行
<u>い。</u>	